



府 食 第 6 3 8 号

平成 2 1 年 7 月 7 日

食品安全委員会委員長 小泉 直子 殿

企画専門調査会座長 早川 堯夫

平成 2 0 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について

標記について、本年 6 月 2 3 日に開催した企画専門調査会第 3 0 回会合において審議した結果、別添のとおり取りまとめましたので、報告いたします。

# 平成20年度食品安全委員会運営状況報告書(案)

平成21年7月

食品安全委員会 企画専門調査会

<審議の経緯>

平成21年6月23日 第30回企画専門調査会  
平成21年7月 7日 企画専門調査会座長から  
食品安全委員会委員長へ報告

<食品安全委員会委員>

平成21年6月30日まで		平成21年7月1日から	
委員長	見上 彪	委員長	小泉 直子
委員長代理	小泉 直子		長尾 拓
	長尾 拓		野村 一正
	野村 一正		畑江 敬子
	畑江 敬子		廣瀬 雅雄
	廣瀬 雅雄		見上 彪
	本間 清一		村田 容常

<食品安全委員会企画専門調査会専門委員>

座長	早川 堯夫
座長代理	清水 英佑
	伊藤 正史
	内田 健夫
	生出 泉太郎
	河合 義雄
	近藤 信雄
	佐々木 珠美
	武見 ゆかり
	谷口 正代
	西脇 徹
	橋本 由子
	福代 俊子
	宗像 道子
	山根 香織
	渡邊 治雄

# 目 次

1 総 論	1
2 平成20年度における委員会の取組	2
1) 委員会の運営全般	2
(1) 会議の開催	
① 委員会会合の開催	
② 企画専門調査会の開催	
③ リスクコミュニケーション専門調査会の開催	
④ 緊急時対応専門調査会の開催	
⑤ 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催	
(2) 平成19年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成21年度食品安全委員会運営計画の作成	
① 平成19年度食品安全委員会運営状況報告書の作成	
② 平成21年度食品安全委員会運営計画の作成	
2) 委員会業務の5年間の総括と改善に向けた取組	4
(1) 5周年記念事業	
(2) 委員会の改善に向けた取組	
3) 食品健康影響評価の実施	5
(1) 要請を受けて行う食品健康影響評価	
① 添加物	
② 農薬	
③ 動物用医薬品	
④ 器具・容器包装	
⑤ 化学物質・汚染物質	
⑥ 微生物・ウイルス	
⑦ プリオン	
⑧ かび毒・自然毒等	
⑨ 遺伝子組換え食品等	
⑩ 新開発食品	
⑪ 肥料・飼料等	
(2) 食品健康影響評価に関するガイドラインの作成	
(3) 委員会が自らの判断により行う食品健康影響評価	
(4) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視	
(5) 食品健康影響評価技術研究の推進	
4) リスクコミュニケーションの促進	12
(1) 食品健康影響評価等に関する評価結果案についての意見・情報の募集の実施	
(2) 意見交換会の開催	
(3) リスクコミュニケーション推進事業	

(4)	全国食品安全連絡会議の開催	
(5)	食品安全モニターを通じた意見の把握等	
(6)	ホームページや季刊の教育素材等を通じた情報提供	
(7)	リスクコミュニケーション担当者会議の開催	
(8)	食育の推進への貢献	
5)	緊急の事態への対処	16
(1)	緊急時対応訓練の実施	
(2)	緊急事態への対処体制の整備	
(3)	主な緊急事態への対応	
6)	食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用	17
(1)	最新かつ正確な食品安全情報の迅速な収集と提供	
(2)	国際会議等への参加	
7)	食品の安全性の確保に関する調査	18
3	平成20年度における食品安全委員会の運営状況の総括	18
資料1	5周年記念事業の概要について	22
資料2	「食品安全委員会の改善に向けて（概要）」（平成21年3月26日 日食品安全委員会決定）	24
資料3	食品健康影響評価の審議状況	27
資料4	委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況	28
資料5	食品に残留する農薬等に関する ポジティブリスト制度について	53
資料6	平成20年度食品健康影響評価技術研究採択課題	56
資料7	平成19年度食品健康影響評価技術研究の中間評価一覧	57
資料8	平成19年度終了食品健康影響評価技術研究の事後評価一覧	59
資料9	平成21年度食品健康影響評価技術研究の研究領域一覧	61
資料10	平成20年度食品健康影響評価技術研究の中間評価一覧	62
資料11	平成20年度意見交換会開催状況	64
資料12	関係団体との懇談会等	66
資料13	平成20年度食品の安全性に関する地域の指導者育成講座 開催実績一覧表	67
資料14	平成20年度食品の安全性に関するリスクコミュニケーター （ファシリテーター）育成講座開催実績一覧表	68
資料15	平成20年度食品の安全性に関するリスクコミュニケーター （インタープリター）育成講座開催実績一覧表	69
資料16	外国政府機関及び国際機関等の訪問、国際会議等への出席	70
資料17	海外研究者及び専門家の招へい	71
資料18	平成20年度食品安全確保総合調査一覧	72
参考資料	平成21年度食品安全委員会運営計画（平成21年3月26日 食品安全委員会決定）	73

## 1 総論

平成20年度は、食品安全委員会（以下「委員会」という。）が設立5周年を迎えた節目の年であるとともに、政府において消費者庁の設置に向けて消費者行政が大きく前進した年であった。

消費者庁については、消費者・生活者が主役となる社会を実現する国民本位の行政に大きく転換していくため、平成20年9月に消費者庁関連法案が国会に提出された。この消費者庁の設置の検討が進められる中で、委員会の位置付けやこの5年間の委員会業務のあり方について消費者を始め様々な関係者から多くの意見等が寄せられ、委員会として「より消費者の目線に立った業務運営」に取り組むことが求められた。

委員会は、平成20年度、このような大きな転換点を捉えて、これまでの5年間の実績の総括と委員会業務全般の見直しに全力を挙げて取り組んだ。

その取組の一つ目は、設立5周年を記念して、9月17・18日に開催した「食品安全委員会とともに考える～食のグローバル化 みんなで守ろう食の安全～」の催しである。この記念事業においては、5年間の実績の総括と今後の課題の整理を関係者と共に行った。

二つ目は、7月24日の第248回委員会会合において決定した「食品安全委員会の改善に向けた検討」の取組である。これまでに寄せられた消費者を始めとした関係者の意見等を踏まえ、委員会業務全般について改善方策を検討し、平成21年3月26日の第279回委員会会合において、「食品安全委員会の改善に向けて」を取りまとめた。

他方、平成20年度は、事故米穀の不正規流通事案、中国における牛乳へのメラミン混入事案など、昨年度に引き続き、国民の食品に対する信頼を大きく揺るがす事案が発生した年でもあった。

このような中で、委員会は、平成20年度食品安全委員会運営計画（平成20年3月27日食品安全委員会決定）に基づき、食品健康影響評価を精力的に推進するとともに、リスク管理機関と連携したリスクコミュニケーションの実施、ホームページ等での科学的知見に関する情報提供などに力を注ぎ、特に、以下の事項を個別重点事項として掲げ、各事業の積極的な展開を図った。

- ① 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入など評価案件の増大に対処し、迅速かつ円滑な食品健康影響評価（リスク評価）を実施するため、農薬専門調査会の運営方法の見直しを行うなど審議体制の強化を行うとともに、リスク管理機関と更に連携を密にし、審議の進め方の改善を行う。併せて、調査審議の透明性と円滑化に資する観点から、危害要因ごとの食品健康影響評価に関するガイドラインの作成を進める。
- ② 食品健康影響評価技術研究については、委員会が食品健康影響評価を実施する上で今後必要となる技術的課題に的確に対応した研究領域を設定し、研究課題の公募を行うとともに、中間評価及び事後評価を適切に実施することにより、食品健康影

響評価技術の向上を図る。

- ③ リスクコミュニケーションについては、より一層の参加型の運営を目指すとともに、参加者の理解度をより一層高めることができるよう、効果的効率的な意見交換会の開催に努める。また、地域におけるリスクコミュニケーションの推進と人材育成を行うため、「地域の指導者育成講座」及び「リスクコミュニケーター育成講座」の充実を図るとともに、食品安全モニター事業との連携を推進する。
- ④ 食品安全に関する広報については、ホームページ、メールマガジン、季刊誌の発行等に加えて、マスメディアを通じて、正確でわかりやすい情報を迅速かつ適切に提供する。特に、マスメディア関係者が食品安全に関する理解を深めるための取組を推進するとともに、ホームページの改善を進める。
- ⑤ 食品の安全性の確保に関する情報をリスク管理機関と連携しつつ一元的に収集し、整理及び分析に努めるとともに、平成21年度からの次期食品安全総合情報システムの構築に向けて準備を進める。また、緊急事態等を想定した訓練の実施により、緊急事態等への対処体制を強化する。
- ⑥ 食品健康影響評価における国際協調を推進するため、欧州食品安全機関（EFSA）等外国政府機関や国際機関等との連携を強化するための取組を推進するとともに、食品健康影響評価結果の英訳を進め海外に広く発信する。

## 2 平成20年度における委員会の取組

### 1) 委員会の運営全般

#### (1) 会議の開催

##### ① 委員会会合の開催

平成20年度において、48回の委員会会合を、原則として毎週木曜日14時から公開で開催した。

##### ② 企画専門調査会の開催

平成20年度において、企画専門調査会を6回開催（第24回～29回会合）した。

6月18日の第24回会合において、平成19年度食品安全委員会運営計画のフォローアップを行い、平成19年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について審議を行った。

8月28日の第25回会合及び11月20日の第27回会合においては、委員会が自らの判断により食品健康影響評価を行う案件候補の検討・選定を行い、案件候補として「オクラトキシンに関する食品健康影響評価」、「デオキシニバレノールに関する食品健康影響評価」及び「食品中のヒ素（有機ヒ素、無機ヒ素）に関する食品健康影響評価」について委員会に報告した。

また、第27回会合においては、併せて平成20年度食品安全委員会運営計

画の実施状況の中間報告について審議を行った。

10月9日の第26回会合及び平成21年1月26日の第28回会合において、委員会の改善に向けた検討について審議を行った。

平成21年1月30日の第29回会合においては、「食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項」（平成16年1月16日閣議決定）のフォローアップを行うとともに、平成21年度食品安全委員会運営計画（案）について審議を行った。

### ③ リスクコミュニケーション専門調査会の開催

平成20年度において、リスクコミュニケーション専門調査会を7回開催（第37回～43回会合）した。その中では、主にリスクコミュニケーション専門調査会に当面審議を求める以下の事項（平成18年12月14日食品安全委員会決定）について、審議を行った。

- ・ リスクコミュニケーションの検証
- ・ 審議の経過に関する透明性の確保と情報提供のあり方
- ・ 地方自治体との協力
- ・ 諸外国との連携
- ・ 食育

8月19日の第39回会合において、「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」及び「『地方自治体との協力』における当面の取組方向」を取りまとめた。

また、12月15日の第41回会合及び平成21年1月23日の第42回会合において、委員会の改善に向けた検討について審議を行った。

### ④ 緊急時対応専門調査会の開催

平成20年度において、緊急時対応専門調査会を4回開催（第25回～28回会合）した。

6月10日の第25回会合では、緊急時対応マニュアル等の改正について審議を行うとともに、平成20年度緊急時対応訓練（案）について審議し、了承された。

10月29日の第26回会合においては、緊急時対応マニュアルの改正について審議を行うとともに、食品危害に対する委員会の初動対応について審議を行った。

平成21年1月27日の第27回会合においては、委員会の改善に向けた検討について審議を行った。また、緊急事態等における委員会の情報提供のあり方について審議を行った。

3月24日の第28回会合においては、平成20年度緊急時対応訓練の結果、



課題及び今後の対応について審議を行った。また、「緊急時対応のための情報の収集、分析及び情報提供のあり方に関する検討」の取りまとめ案について審議を行った。

⑤ 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

危害要因ごとに食品健康影響評価を行うため、平成20年度においては、添加物専門調査会（13回※）、農薬専門調査会（50回）、動物用医薬品専門調査会（23回）、器具・容器包装専門調査会（5回）、化学物質・汚染物質専門調査会（9回）、微生物・ウイルス専門調査会（9回）、プリオン専門調査会（7回）、かび毒・自然毒等専門調査会（3回）、遺伝子組換え食品等専門調査会（9回）、新開発食品専門調査会（14回※）、肥料・飼料等専門調査会（6回）、新開発食品・添加物専門調査会合同ワーキンググループ（1回）を開催した（注 開催回数には部会等の開催回数も含まれる。ただし、※印については、合同ワーキンググループの開催回数を除く。）。

また、農薬の毒性メカニズム等に着目した調査審議ができるよう、農薬専門調査会の各部会の専門委員の構成員を見直すとともに、体細胞クローン家畜由来食品、ビスフェノールA等の新たな課題に対し、ワーキンググループを設置するなど、調査審議の効率化に取り組んだ。

(2) 平成19年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成21年度食品安全委員会運営計画の作成

① 平成19年度食品安全委員会運営状況報告書の作成

6月18日の第24回企画専門調査会で審議し、7月17日の第247回委員会会合において決定した。

② 平成21年度食品安全委員会運営計画の作成

平成21年1月30日の第29回企画専門調査会で審議し、3月26日の第279回委員会会合において決定した。

2) 委員会業務の5年間の総括と改善に向けた取組

(1) 5周年記念事業

委員会は、9月17・18日に、「食品安全委員会とともに考える～食のグローバル化 みんなで守ろう食の安全～」と題して、5周年記念事業を実施した（資料1）。

当事業は、以下の6つのセッションから構成され、関係者と共に、5年間の実績の総括と今後の課題の整理を行った。

セッション1：オープニングセッション 特別委員会

セッション2：パネルディスカッション「どう守る食品の安全性－食品安全委員会の役割と課題－」

セッション3：食品安全に関する研究成果合同発表会

セッション4：全国食品安全連絡会議「地域におけるリスクコミュニケーションの促進」

セッション5：国際ミニシンポジウム

セッション6：食品の安全性確保の関連展示

## (2) 委員会の改善に向けた取組

委員会は、7月24日の第248回委員会会合において、委員会が設立5周年という節目を迎えたこと等を踏まえ、これまでの5年間の実績を総括し、委員会の業務や機能のあり方について見直しを行っていく必要があるとして、委員会の改善に向けた検討を開始することを決定した。

委員会では、委員会会合並びに企画専門調査会、リスクコミュニケーション専門調査会及び緊急時対応専門調査会において調査審議を行い、平成21年3月26日の第279回委員会会合において、「食品安全委員会の改善に向けて」を取りまとめた（資料2）。

「食品安全委員会の改善に向けて」に取りまとめられた改善方策については、可能なものについては平成20年度から先行実施するとともに、平成21年度食品安全委員会運営計画に位置付けて着実に実施していくこととした。

なお、平成20年度に先行実施した主な事項は、以下のとおりである。

- ・平成20年度の委員会が自らの判断により行う食品健康影響評価について、選定に当たって国民からの意見を聴く新しい試みとして、従来の意見交換会の開催に代えて意見・情報の募集を行った。
- ・委員会での調査審議のみで評価結果を通知することが可能な案件について、考え方を整理し、明確化を図るため、平成21年3月19日の第278回委員会会合において、
  - ① 委員会において既に食品健康影響評価を実施した農薬の適用拡大等に係る取扱いについて
  - ② 委員会において既に食品健康影響評価を実施した動物用医薬品の再審査及び対象動物の追加等に係る取扱いについてを決定した。
- ・平成21年1月8日の第268回委員会会合の決定を踏まえ、平成21年度の食品安全モニター募集（235名）に当たって、食品安全に関する活動実績、活動目標等を考慮して、選考を行った。

## 3) 食品健康影響評価の実施

## (1) 要請を受けて行う食品健康影響評価

食品健康影響評価の実施に当たっては、厚生労働省、農林水産省等から食品健康影響評価の要請のあった案件について、委員会会合で説明を受けた後、専門調査会において調査審議を行い、評価結果案の取りまとめを行っている。

この評価結果案については、原則として、国民からの意見・情報の募集を30日間にわたって行い、最終的に委員会会合において寄せられた意見・情報を踏まえて調査審議の上、評価結果を決定し、各省に通知している。

平成20年度中には、添加物、農薬、動物用医薬品、特定保健用食品等を始めとする143案件について食品健康影響評価の要請があり、平成19年度までに評価要請のあったものを含めて、190案件について評価結果を通知した。以下、専門調査会ごとに調査審議の概要を示す。

なお、平成20年度における専門調査会別の食品健康影響評価の審議状況については資料3のとおりであり、食品健康影響評価を要請された案件等の処理状況については資料4のとおりである。

食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度（平成18年5月29日施行、資料5参照）への対応としては、部会の設置等により評価体制を強化し、平成18年6月29日の第149回委員会会合において策定された「暫定基準が設定された農薬等の食品健康影響評価の実施手順」に基づき、調査審議を行っている。

### ① 添加物

平成20年度は、厚生労働省から10案件について食品健康影響評価の要請があり、平成19年度までに評価要請のあったものを含めて、10案件の評価結果を通知した。

平成17年9月20日付けで厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった「高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性」について、厚生労働省から試験結果の報告等があったため、新開発食品・添加物専門調査会合同ワーキンググループを開催し、調査審議を行った。

また、添加物の安全性評価指針の策定に向けて、一般的事項（定義、必要なデータ等）のほか、各種毒性試験、一日摂取量の推計、栄養成分の評価方法等の個別事項にわたり、広く調査審議を行った。

### ② 農薬

平成20年度は、厚生労働省から63案件について食品健康影響評価の要請があり、平成19年度までに評価要請のあったものを含めて、88案件の評価結果を厚生労働省に通知した。

なお、中国産冷凍ギョウザ問題の原因物質とされた農薬メタミドホスについ

て、優先して迅速に食品健康影響評価を実施した（２月１２日に厚生労働大臣から評価要請。５月１日に厚生労働大臣に評価結果を通知。）。

また、部会での調査審議を効率化するため、農薬の毒性メカニズム等に着目した調査審議ができるよう、各部会の専門委員の構成を見直し、幹事会と評価部会を別日開催とし、部会での審議時間の確保に努めた。なお、座長及び専門委員との連絡を密にとり、調査審議に当たり論点の共有を図り、その迅速化に努めた。

### ③ 動物用医薬品

平成２０年度は、厚生労働省から残留基準設定について２８案件及び人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものについて１案件並びに農林水産省から承認について７案件及び再審査について２案件の合計３８案件について食品健康影響評価の要請があり、平成１９年度までに評価要請のあったものを含めて、３５案件の評価結果を厚生労働省に、１８案件（うち承認１１案件、再審査７案件）の評価結果を農林水産省に通知した。

また、農林水産省から食品健康影響評価が明らかに必要でない場合について１案件の照会があり、明らかに必要でないとして同省に通知した。

農林水産省から要請されている承認及び再審査に係る薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価のうち、牛及び豚に使用するフルオロキノロン系抗菌性物質製剤について、薬剤耐性菌に関するワーキンググループ（動物用医薬品／肥料・飼料等／微生物・ウイルス合同専門調査会）において調査審議し、評価書案について一部修正の上、委員会に報告することが了承された。

### ④ 器具・容器包装

平成２０年度は、７月８日に厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった「ビスフェノールＡがヒトの健康に与える影響について」調査審議を開始し、生殖発生毒性等に係る評価については、ワーキンググループを設置し調査審議を行った。

### ⑤ 化学物質・汚染物質

平成２０年度は、平成１５年７月１日付けで厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった「食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保」について調査審議を行い、評価結果を通知した。

また、平成１５年７月１日付けで厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった「清涼飲料水の規格基準を改正すること」については、１５物質の評価結果を通知し、９物質について調査審議を行った。また、発がん物質の調査審議のための手引きを作成し、調査審議を効率化した。

⑥ 微生物・ウイルス

平成20年度は、農林水産省から1案件の要請があったが、食品健康影響評価が明らかに必要でない場合に該当すると認められたことから、その旨を同省に通知した。

農林水産省から要請されている承認及び再審査に係る薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価のうち、牛及び豚に使用するフルオロキノロン系抗菌性物質製剤について、薬剤耐性菌に関するワーキンググループ（動物用医薬品／肥料・飼料等／微生物・ウイルス合同専門調査会）において調査審議し、評価書案を一部修正の上、委員会に報告することが了承された。【③動物用医薬品再掲】

⑦ プリオン

平成20年度は、食品健康影響評価の要請はなかった。

⑧ かび毒・自然毒等

平成20年度は、9月3日に厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった「総アフラトキシン」について、調査審議を行い、評価結果を通知した。

⑨ 遺伝子組換え食品等

平成20年度は、厚生労働省及び農林水産省から15案件について食品健康影響評価の要請があり、平成19年までに要請のあったものを含めて、12案件について評価結果を通知した。

また、「遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準」を策定した。

⑩ 新開発食品

平成20年度は、厚生労働省から3案件について食品健康影響評価の要請があり、調査審議を行った。

そのうち、4月1日に厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった「体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品」について、ワーキンググループ等における調査審議を経て、委員会に報告し、意見・情報の募集を行った。

平成18年2月13日付けで厚生労働省から評価要請のあった「アガリクスを含む製品『キリン細胞壁破砕アガリクス顆粒』について食品として販売することを禁止すること」及びその他2製品の安全性について、ワーキンググループでの審議を経て、委員会に報告し、意見・情報の募集を行った。

平成17年9月20日付けで厚生労働省から食品健康影響評価の要請があった「高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性」について、厚生労働

省から試験結果の報告等があったため、新開発食品・添加物専門調査会合同ワーキンググループを開催し、調査審議を行った。【①添加物再掲】

#### ⑪ 肥料・飼料等

平成20年度は、厚生労働省から6案件について食品健康影響評価の要請があり、平成19年度までに評価要請のあったものを含めて、厚生労働省に4案件、農林水産省に3案件の評価結果を通知した。

農林水産省から要請されている承認及び再審査に係る薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価のうち、牛及び豚に使用するフルオロキノロン系抗菌性物質製剤について、薬剤耐性菌に関するワーキンググループ（動物用医薬品／肥料・飼料等／微生物・ウイルス合同専門調査会）において調査審議し、評価書案について一部修正の上、委員会に報告することが了承された。【③動物用医薬品再掲】

#### (2) 食品健康影響評価に関するガイドラインの作成

食品健康影響評価に必要なデータの明確化を図るため、必要に応じ、食品健康影響評価の対象となる危害要因ごとに、安全性を評価するための基準や考え方を策定することとしている。

平成20年度は、「遺伝子組換え食品（微生物）の安全性評価基準」を、意見・情報の募集を行った上で、策定した。

また、農薬、動物用医薬品及び飼料添加物について、リスク管理機関との調整を行いながら草案の作成を進めるほか、添加物について評価ガイドラインの作成に必要な調査を行い、添加物専門調査会において調査審議を行った。

さらに、器具・容器包装専門調査会において、平成17年度から平成19年度に実施された「器具・容器包装に用いられる合成樹脂のリスク評価法に関する研究」の報告に基づき、リスク評価ガイドラインについて検討していくこととなった。

#### (3) 委員会が自らの判断により行う食品健康影響評価

8月28日の第25回及び11月20日の第27回企画専門調査会において、委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補の検討・選定を行い、案件候補として「オクラトキシンに関する食品健康影響評価」、「デオキシニバレノールに関する食品健康影響評価※」及び「食品中のヒ素（有機ヒ素、無機ヒ素）に関する食品健康影響評価」を選定した。これら3案件については、12月18日の第267回委員会会合において、最終決定する前に意見・情報の募集を行うことを決定し、平成21年1月15日から2月13日まで意見・情報の募集を行った（※ デオキシニバレノールについては、かび毒・自然毒等専門調査会

からの意見等を踏まえ、ニバレノールと併せて自ら評価案件候補とすることとした。)。その結果、いずれの案件に関しても「国民への健康の影響の程度から自ら評価を行う必要がない」との御意見はなかったことから、3月19日の第278回委員会会合において、上記の3案件について、自ら評価を行うことを決定した。

なお、かび毒である「オクラトキシン」及び「デオキシニバレノール及びニバレノール」については、かび毒・自然毒等専門調査会の意見等を踏まえ、「デオキシニバレノール及びニバレノール」から調査審議を開始することとし、さらに「オクラトキシン」に関しては、食品衛生上問題となっているのは、オクラトキシンAであることから、評価対象を「オクラトキシンA」とした。

そのほか、平成20年度の自ら評価に係る企画専門調査会の審議結果を受けて、「ゼアラレノン」、「フモニシン」、「3-MCPD脂肪酸エステル」、「カルバミン酸エチル」、「ヒスタミン」に係る案件については、その事案に応じて、情報収集や情報提供を行うこととした。

平成17年度に企画専門調査会において選定された案件候補である「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価」については、外交ルートを通じ、評価対象国へ質問書による照会を行い、回答があったのは、10ヶ国（オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、チリ、パナマ、ブラジル、コスタリカ、ハンガリー、ニカラグア、ホンジュラス）である（バヌアツからは平成21年4月2日に回答を得ている。)。各国からの質問書に対する回答については、翻訳が終了したものから順次プリオン専門調査会に提出し調査審議を進め、各国に追加の情報提供を依頼するとともに、評価書案の取りまとめを行っている。回答がない国については、引き続き回答が得られるよう働きかけた。

平成16年度に委員会が自らの判断により食品健康影響評価を行うこととした「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」については、鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリから調査審議を進めることとし、現在、微生物・ウイルス専門調査会の下に設置したワーキンググループにおいて調査審議を行っている。他の組合せ（牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌、鶏卵中のサルモネラ・エンテリティディス、カキを主とする二枚貝中のノロウイルス）については、情報収集を行った。

また、4月17日の第234回委員会会合において、自ら評価の実施を決定した「食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価」については、化学物質・汚染物質専門調査会に鉛ワーキンググループを設置し、小児の神経系への影響に関する知見を中心にレビューを行うなど、鉛の食品健康影響評価における論点を明確化し、調査審議を進めた。

#### (4) 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視

食品健康影響評価の結果が、厚生労働省及び農林水産省の食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかどうかを把握するため、平成19年4月から平成19年9月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（5分野83品目）及び前回までの調査において具体的な管理措置が講じられなかった評価品目（7分野41品目）について調査を行い、4月24日の第235回委員会会合にその結果を報告した。また、平成19年10月から平成20年3月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（7分野87品目）及び前回までの調査において具体的な管理措置が講じられていなかった評価品目（6分野55品目）について調査を行い、10月30日の第260回委員会会合にその結果を報告した。

さらに、平成20年4月から平成20年9月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（6分野89品目）及び前回までの調査において具体的な管理措置が講じられていなかった評価品目（6分野94品目）について、平成21年2月に調査を行った。

#### (5) 食品健康影響評価技術研究の推進

科学を基本とする食品健康影響評価の推進のため、研究領域を設定し公募を行う「研究領域設定型」の競争的研究資金制度により、リスク評価に関するガイドラインの策定等に資する研究を実施している。

平成20年度の新規研究課題については、4月3日の第232回委員会会合において、資料6のとおり4研究領域8課題を研究課題として決定した。

平成19年度に実施した研究課題の中間評価についても、同会合において、資料7のとおり決定した。

平成19年度に終了した研究課題（9課題）については、食品健康影響評価技術研究運営委員会（以下「研究運営委員会」という。）において、事後評価案を取りまとめ、その結果を5月1日の第236回委員会会合において、資料8のとおり決定し、ホームページにて公開した。また、得られた研究成果についてもホームページにて公開するとともに、代表的な研究成果を9月17日に開催した委員会、厚生労働省及び農林水産省による「食品安全に関する研究成果合同発表会」にて発表した。

平成21年度の新規研究課題については、12月18日の第267回委員会会合において、資料9のとおり研究領域を決定し、12月25日から平成21年1月30日までの間、研究課題の募集を行ったところ、合計60課題の応募があった。応募された課題については、研究運営委員会において、書面による1次審査及びヒアリングによる2次審査を行い、研究課題の候補として6課題を選定した。



平成20年度に実施した研究課題（平成20年度に終了する課題を除く。）については、研究運営委員会において、中間評価案を取りまとめ、その結果を平成21年2月26日の第275回委員会会合において、資料10のとおり決定した。

平成20年度に実施した研究課題については、研究費の適正な執行を図る観点から、11月以降、順次計画的に研究受託者に対して実地指導を行った。

厚生労働省及び農林水産省との連携・政策調整の強化を図り、食品の安全性の確保に関する研究を更に推進するため、「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る担当者会議」の担当者により、「食品安全に関する研究成果合同発表会」に関する調整や研究の実施状況、平成21年度予算の要求状況等について情報交換を行った。

#### 4) リスクコミュニケーションの促進

##### (1) 食品健康影響評価等に関する評価結果案についての意見・情報の募集の実施

食品健康影響評価等に関する評価結果案について、新たな知見等が寄せられた場合には評価への反映を図るため、一つの案件につき原則30日間、国民からの意見・情報の募集を行っている。

平成20年度においては、農薬などのポジティブリストに係る暫定基準等の評価結果案のほか、平成21年度食品安全委員会運営計画案などを加えた合計125案件について、国民からの意見・情報の募集を行った。

##### (2) 意見交換会の開催

委員会は、厚生労働省や農林水産省等のリスク管理機関等とも連携して意見交換会等を実施している。平成20年度においては、消費者や食品関連事業者等の関係者が参加した意見交換会等を全国各地で25回開催し、このうち地方自治体との共催で11回、委員会単独で4回開催した（資料11）。

これらの意見交換会等は、食品からのカドミウム摂取、体細胞クローン家畜由来食品に係るリスク評価をテーマにして行ったほか、北米におけるかび毒のリスク評価や食品安全を伝えるリスクコミュニケーションについて海外から専門家を招聘して行った。

また、消費者団体と共催して事前に募集した質問に答えることに主眼を置いた意見交換会や、参加者と専門家が同じ目線で語り合うサイエンスカフェなど、新しい試みに取り組んだ。

さらに、消費者団体等の関係団体との懇談会等を実施した（資料12）。

##### (3) リスクコミュニケーション推進事業

- ① 「地域の指導者育成講座」等人材育成の計画的な実施と内容の充実

a 地域の指導者育成講座

食品の安全性に関して、地域におけるリスクコミュニケーションの積極的な推進を図るため、地域の集まりで食の安全に関して話をする機会のある方を対象に、リスク分析の考え方や委員会の役割についての理解を深め、コミュニケーション能力の向上を図ることを目的として、「地域の指導者育成講座」を実施した。

委員会事務局の職員による食品の安全性確保のためのリスク分析の考え方や委員会の取組等についての講演及びコミュニケーション能力を高めるための演習を行った。

平成20年度は、自治体と協力して、佐賀県、愛知県、愛媛県、京都府、広島県、群馬県、福島県、長崎県、宮崎県、岩手県、熊本県、鹿児島県、富山県、静岡県、高知県において計15回開催し、832人が参加した（資料13）。

b リスクコミュニケーター育成講座

食品の安全性に関する地域の指導者育成講座の受講者等を対象に、消費者、事業者など様々な食品関係者の立場や主張を理解し、また、意見や論点を明確にし、相互の意思疎通を円滑にする役割を担うリスクコミュニケーター（ファシリテーター）を育成するため、ファシリテーション（様々な関係者の立場や主張を理解し、意見や論点を明確にするなど、効果的に意見交換を進める手法）に関する基礎講座を地方自治体と共催で実施した。

平成20年度は、自治体と協力して、愛知県、山口県、岡山県、福岡県、石川県、鳥取県、和歌山県、兵庫県において計8回開催し、207人が参加した（資料14）。

また、リスク評価結果に関する科学情報等を分かりやすく説明するとともに、国民の意見を把握し、情報として双方向的に委員会に伝達することができるリスクコミュニケーター（インタープリター）を育成するため、委員会が開催した人材育成講座の受講者や食関連の現場従事者等を受講対象とし、食品のリスク評価やリスク認知等についての知識を習得し、それらを分かりやすく説明できるよう、講義と演習を組み合わせた講座を実施した。

平成20年度は、自治体と協力して、徳島県、北海道、秋田県、福岡県、大阪府、栃木県、広島県において計7回開催し、168人が参加した（資料15）。

② 「指導者育成講座」等の受講者が実践的活動を行うモデルについての検討

6月30日に栃木県及び宇都宮市との共催で、地域における意見交換会の新しい手法を探るため、グループディスカッションにより参加者同士が話し合う

ことで、食の安全についての理解を深めていく意見交換会の手法をモデル的に実施した。この意見交換会では、人材育成講座の受講者がファシリテーター役として参加し、実践的活動における役割をモデル的に示し、全国食品安全連絡会議において情報提供した。

また、平成21年1月30日に大分県、3月13日に岡山県との共催で、上記意見交換会と同趣旨の意見交換会を実施した。

- ③ 食品安全に関する普及啓発活動や食育に資する教材の製作とその活用の促進  
上記①の受講者が、地域におけるリスクコミュニケーションを推進し、食品安全に関する理解の裾野を広げる活動ができるよう、必要な情報を提供するとともに、受講者がリスクコミュニケーション活動に利用できるよう、各種パンフレットの提供、DVDの貸出し及びクロスロード設問例の提供等を行った。

#### (4) 全国食品安全連絡会議の開催

9月18日に委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有を図るため、全国134自治体（都道府県、保健所設置市及び特別区）を対象とした平成20年度全国食品安全連絡会議を開催し、委員会の運営状況の情報提供を行うとともに、リスクコミュニケーションなどの地方公共団体と連携して取り組むべき課題について意見交換を実施した。

#### (5) 食品安全モニターを通じた意見の把握等

消費者の方々に、食品の安全性等に関して日常の生活を通じて気付いた点について意見等を聴くため、全国各地から470名の食品安全モニター（任期は平成19年度から2年に延長）を依頼し、平成20年度中に385件の随時報告を受け付けた。これらの報告については、関係行政機関にも回付し、今後の食品の安全性の確保に関する施策を推進する上での参考にしてもらうとともに、意見等に対するコメントを適宜付し、ホームページに掲載するなど、広く国民への情報提供にも努めた。

また、平成19年度に実施した「食品に関するリスクコミュニケーション活動への参加等について」並びに「食の安全性に関する意識等について」（6月実施）及び「食の安全性に関する認識のギャップ等について」（11月実施）の課題報告の結果について、委員会会合で報告して委員会の取組の参考とするとともに、ホームページに掲載している。

このほか、委員会の取組や食品健康影響評価等について、知識や理解を深めるとともに、意見交換を行うため、5月から6月にかけて、地域別に全国7都市（東京3回、大阪2回、札幌、仙台、名古屋、岡山及び福岡各1回）で、「食品安全モニター会議」を合計10回開催した。

## (6) ホームページや季刊の教育素材等を通じた情報提供

委員会は、食品の安全性についての知識や理解を深めるため、広く国民に対して、科学的知見に基づく情報の積極的な提供に努めている。

ホームページにおいて、BSE及びvCJD、鳥インフルエンザ、食中毒、トランス脂肪酸、こんにゃく入りゼリー、中国産食品のトピックや「トランス脂肪酸」や「加工食品中のアクリルアミド」のファクトシートを掲載するなど、分かりやすい情報発信に努めた。委員会が収集した食品の安全性に関する国際機関、国内外の政府機関等の情報については、「食品安全総合情報システム」を通じホームページからも情報を公開している。

電子メールを用いた配信サービス（いわゆるメールマガジン）においては、委員会等の結果概要や委員会ホームページ新着情報等を、原則毎週金曜日に、約6,900名の会員に対し配信した。

季刊誌「食品安全」については、これまでに掲載した特集の中から「BSE」や「魚介類に含まれるメチル水銀」等の代表的なものを選定し、再編集した特別編集号を9月に発行した。また、平成21年1月及び3月に発行した季刊誌には、「食品中のカドミウム」、「リスクコミュニケーションの新しい試み」等について掲載した。さらに委員会のパンフレットを更新した。

また、食品の安全性に関する情報を国民に正確に周知する上で、報道の果たす役割が大きいことから、マスメディア関係者との間で情報や意見の交換を行う懇談を4月、7月及び平成21年3月に実施するとともに、プレスリリースについて電子メールによる配信を行った。

このほか、政府広報を活用して11月に、テレビ番組で委員会の役割を紹介するとともに、ラジオ番組による食の安全ダイアルの広報や新聞とラジオ番組による平成21年度の食品安全モニター募集を実施した。

食の安全に関する問合せ、情報及び意見等を受け付ける窓口として設置した「食の安全ダイアル」に対しては、電話やメールにより、一般消費者を始め、食品関連事業者、学校関係者、行政担当者等から幅広い問合せがあり、平成20年度の受付件数は1,069件（1か月当たり平均受付件数は約89件）であった。内容としては、食品健康影響評価の関係では体細胞クローン家畜由来食品に関するものなどが多かった。また、中国における牛乳へのメラミン混入事案や事故米穀の不正規流通事案に関する問合せとともに、中国産冷凍ギョウザ問題を受けて、輸入食品の安全性に関する問合せも多かった。

国民の関心が高いと考えられるものや多く寄せられた質問等については、毎月、Q&Aを作成してホームページに掲載することにより、国民への情報の提供に努めた。

## (7) リスクコミュニケーション担当者会議の開催

平成20年度においては、関係府省リスクコミュニケーション担当者会議を23回開催し、委員会及びリスク管理機関が開催する意見交換会の開催時期、テーマ、具体的内容、方向性等リスクコミュニケーションに関する計画について必要な調整を行った。

## (8) 食育の推進への貢献

6月7・8日に群馬県で開催された第3回食育推進全国大会において、ブース出展し、リスク分析の手法や委員会の役割についてのパネル展示やパンフレット類の配布を行った。

8月の5・26日に、夏休みを利用し小学生とその保護者を対象に、食の安全について楽しく学ぶ「ジュニア食品安全委員会」を平成19年度に引き続き開催し、意見交換や食に関するクイズを行った。

また、試行的に訪問学習の受入れを行い、委員会を訪れた学生に対し、委員会の取組や食品の安全性について説明し、意見交換を行った。

## 5) 緊急の事態への対処

### (1) 緊急時対応訓練の実施

5月1日の第236回委員会会合において、平成20年度緊急時対応訓練計画を決定した。10月29日の第26回緊急時対応専門調査会において、国会に設置法等が提出されている消費者庁が発足した場合の委員会の役割を踏まえた訓練計画に変更し、緊急時対応マニュアルの実効性の向上、効果的な広報技術の習得を重点課題とし、以下のとおり2回の緊急時対応訓練を実施した。

#### ①第1回（12月2日）

緊急事態における効果的な広報技術の習得を目的に「緊急事態におけるメディア対応講習会」を実施した。

#### ②第2回（平成21年3月3日）

緊急時対応マニュアル等の検証と効果的な広報技術の習得を目的に、広報技術を主体とした実働訓練を実施した。

### (2) 緊急事態への対処体制の整備

緊急時対応専門調査会において、平成20年度緊急時対応訓練の検証が行われた。その結果、緊急事態における対応体制の再確認、プレスリリースや記者会見などメディア対応能力を向上させる取組の必要性が確認されるとともに、委員会の緊急時対応を強化するため、引き続き、継続的に訓練を実施することが必要であると指摘された。

また、緊急事態への対応として、関連分野の専門家からのヒアリングにより

「緊急時対応のための情報収集、分析及び情報提供のあり方に関する検討」を行い、リスクを早期に探知するための情報の収集・分析や探知したリスクに関する的確な情報提供に対するポイントをとりまとめた。併せて、委員会が緊急事態の発生を探知した場合における危害物質の科学的知見に関する情報を提供する際のルールとして「緊急事態等における食品安全委員会の情報提供のあり方について」を検討し、案を取りまとめた。

### (3) 主な緊急事態への対応

以下の事案について、関係府省庁と連携を取りながら対応した。

#### ① 事故米穀の不正規流通事案

9月5日に、農林水産省及び厚生労働省からの公表を受け、直ちにホームページにより「メタミドホス」や「アフラトキシンB1」といった化学物質等の概要などの情報提供を開始した。その後も、健康への影響に関するQ&Aや一日摂取許容量（ADI）に関する分かりやすい解説資料をホームページで公開するなど、引き続き、科学的知見等の情報提供を行った。

#### ② 中国における牛乳へのメラミン混入事案

9月に、中国衛生部ホームページにおいて、メラミンが不正に混入された乳幼児用調製粉乳が原因と思われる乳幼児の腎結石等の健康への危害について発表されたことを受け、直ちに情報収集を開始し、9月19日にホームページで「メラミンについて」（概要資料）を掲載するなど情報提供を行った。

9月20日の厚生労働省からの発表後も、事態の進展に応じ、科学的知見の的確な情報提供を行った。

また、10月9日の第257回委員会会合において、現時点までのメラミンに関する科学的知見を収集・整理し、「メラミン等による健康影響について」を報告した。

#### ③ 愛知県のうずら飼養農家における鳥インフルエンザ発生事案

平成21年3月2日に、愛知県のうずら飼養農家において、鳥インフルエンザが発生したことに際し、うずら卵・うずら肉の安全性に関して委員長談話を発表し、国民に向けた情報提供を行った。

### 6) 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用

#### (1) 最新かつ正確な食品安全情報の迅速な収集と提供

収集した食品安全に関する海外情報、委員会が行った調査の結果や会議資料等について、詳細な条件検索ができるように整理し、「食品安全総合情報システ

ム」により、個人情報や知的財産権の保護に配慮しつつ、広く国民に提供した。

また、収集した情報を整理・分析して、自ら評価案件の検討に活用するとともに、国民に分かりやすく正確な情報提供を行うため、ファクトシート等の作成を進めた。

平成21年度の次期システムの構築に向けて、機能強化及び利便性向上についての検討を踏まえたシステム構築に係る要件定義書を作成するなど、その準備を進めた。

## (2) 国際会議等への参加

平成20年度においては、コーデックス委員会（C o d e x）各部会、経済協力開発機構（O E C D）関連会合、その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣し（29回）、必要に応じ、委員会に報告するなど、情報の共有を図った（資料16）。

また、海外の研究者を招聘し、食品安全に係る意見交換会等を実施した（資料17）。さらに委員会の英語版ホームページにおいては「リスク評価の審議状況」等を掲載した。

委員会とE F S Aとの連携強化に向けて、平成21年3月6日に、委員会事務局がE F S Aを訪問し意見交換を行うとともに、科学的協力及び情報共有を進める意図を表明した書面（Statement of Intentions）を署名・交換した。

## 7) 食品の安全性の確保に関する調査

リスク評価等を行うために必要な様々な危害要因に関するデータを収集・整理・解析等を行う調査として、平成20年度においては、15課題を選定し、実施した（資料18）。

調査課題の選定は、食品安全確保総合調査選定会議において行い、総合評価方式（入札者が示す価格と技術提案の内容を総合的に評価する方式）の技術提案の審査は、食品安全確保総合調査技術等審査会において行った。

また、選定した調査課題については、調査概要、調査実施機関等を委員会ホームページで公開した。

## 3 平成20年度における食品安全委員会の運営状況の総括

委員会は平成20年度食品安全委員会運営計画に基づき事業を推進し、その実施状況については、企画専門調査会において11月20日に中間報告するとともに、平成21年6月23日にはフォローアップを行い、その結果について委員会会合に報告した。

これらのフォローアップ等を通じて、平成20年度における委員会の運営状況を総括すると、平成20年度食品安全委員会運営計画に定められた事業については、重点

事項を中心に概ね計画どおりに進めることができた。

特に、平成20年度食品安全委員会運営計画の横断的重点事項に位置付けた「5周年記念事業」及び「食品安全委員会の改善に向けた検討」については委員会として全力を挙げて取り組み、これまでの5年間の業務実績の総括及び課題の整理を行うとともに、「食品安全委員会の改善に向けて」を取りまとめることができた。平成21年度食品安全委員会運営計画においては、取りまとめられた改善方策を着実に実施していくこととしている。

次に、食品健康影響評価については、平成20年度は、リスク管理機関から各分野合計で143案件の評価要請があったのに対し、平成19年度までに評価要請があったものを含めて190案件について、リスク管理機関に評価結果を通知した。平成20年度は平成19年度と比べて、リスク管理機関からの評価要請が少なかったが、評価終了件数はほぼ同程度の水準を維持できたことから、評価未了件数は大きく減少した。食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度導入により評価要請案件が増大する中で、平成18年度以降、農薬専門調査会等について編成や審議方法の改善を行い、調査審議の重点化・効率化に取り組んできた成果と考えている。また、中国産冷凍ギョウザ問題の原因物質とされた農薬メタミドホスについては、優先して迅速に食品健康影響評価を行うことができた（2月12日に厚生労働大臣から評価要請、5月1日に厚生労働大臣に評価結果を通知）。

委員会が自らの判断により行う食品健康影響評価については、平成20年度、3案件を対象として決定したが、選定に当たって国民から意見等を聴くための新しい試みとして、従来の意見交換会の開催に代えて意見・情報の募集を行ったところであり、「食品安全委員会の改善に向けて」に即した取組を先行実施することができた。

リスクコミュニケーションについては、平成20年度、8月19日の第39回リスクコミュニケーション専門調査会で取りまとめた「意見交換会の実施と評価に関するガイドライン」に基づき多様な意見交換の場の設定に力を注ぎ、計25回にのぼる意見交換会を実施した。具体的には、「食品からのカドミウム摂取」や「体細胞クローン家畜由来食品」をテーマとした従来型の意見交換会に加えて、消費者団体と共催して事前に募集した質問に答える新しい形態の意見交換会やサイエンスカフェの開催など新しい試みに精力的に取り組むことができた。また、昨年度に引き続き「ジュニア食品安全委員会」を実施した。

リスクコミュニケーション推進事業については、平成20年度、「食品の安全性に関する地域の指導者育成講座」、「リスクコミュニケーター育成講座（ファシリテーター型）」に加え、新たに科学的知見に関する情報を分かりやすく説明できる「リスクコミュニケーター育成講座（インタープリター型）」を7回開催したところであり、平成18年11月に取りまとめた「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」に即して事業展開を行うことができた。委員会としては、このリスクコミュニケーター育成講座受講者が、地域での活動をより一層活発に行えるようその支



援に努めていくこととしている。

緊急時対応については、平成20年度、事故米穀の不正規流通や中国における牛乳へのメラミン混入などの緊急事案の発生を受けて、委員会として危害物質についての科学的知見等の情報提供を迅速に行うことができた。また、平成21年1月27日の第27回緊急時対応専門調査会において「緊急事態等における食品安全委員会の情報提供のあり方について」を取りまとめたところであり、今後、当取りまとめに基づき、緊急時において科学的知見等の提供を迅速に分かりやすく、かつタイムリーに行っていくこととしている。

このほか、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の監視、食品健康影響評価技術研究、食品安全モニター事業、ホームページや季刊誌「食品安全」等を通じた情報提供、緊急時対応訓練等、食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用、食品の安全性の確保に関する調査なども運営計画に基づき着実に推進した。

以上の平成20年度の事業実績を踏まえ、平成21年度食品安全委員会運営計画においては、

- ① 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入など評価案件の増大に対処し、迅速かつ円滑な食品健康影響評価（リスク評価）を実施するため、専門調査会の運営方法の見直しなどにより調査審議体制を強化し、調査審議の効率化を進めるとともに、リスク管理機関と更に連携を密にし、調査審議の進め方の改善を行う。併せて、調査審議の透明性と円滑化に資する観点から、危害要因ごとの食品健康影響評価に関するガイドラインの作成を進める。
- ② 食品健康影響評価技術研究については、委員会が食品健康影響評価を実施する上で今後必要となる技術的課題に的確に対応した研究領域を設定し、研究課題の公募を行うとともに、中間評価及び事後評価を適切に実施することにより、食品健康影響評価技術の向上を図る。
- ③ リスクコミュニケーションについては、引き続き参加型の運営を目指すとともに、参加者の理解度をより一層高めることができるよう、効果的・効率的な意見交換会の開催に努める。また、地域におけるリスクコミュニケーションの推進と人材育成を行うため、リスクコミュニケーターの育成を図るとともに、食品安全モニター事業との連携を推進する。
- ④ 食品安全に関する広報については、ホームページ、メールマガジン、季刊誌の発行等に加えて、マスメディアを通じて、正確で分かりやすい情報を迅速かつ適切に提供する。また、マスメディア関係者が食品安全に関する理解を深めるための取組を引き続き推進するとともに、次期食品安全総合情報システムの開発に併せてホームページの改定を進める。
- ⑤ 食品の安全性の確保に関する情報をリスク管理機関と連携しつつ一元的に収集し、整理及び分析に努めるとともに、次期食品安全総合情報システムの開発を行う。また、緊急時には、科学的知見を速やかに情報提供する。

⑥ 食品健康影響評価における国際協調を推進するため、欧州食品安全機関（E F S A）等外国政府機関や国際機関等との連携を強化するための取組を推進するとともに、食品健康影響評価結果の英訳を進め海外に広く発信する。

を個別重点事項として定め、我が国における食品の安全性の確保を図るため、委員会に求められる役割と責任を十分に果たすよう努めていくこととしている。

「食品安全委員会とともに考える～食のグローバル化 みんなで守ろう食の安全～」  
(概要)

日 時：平成20年9月17日（水）及び18日（木）  
場 所：三田共用会議所

セッション1：オープニングセッション 特別委員会

1. 野田聖子内閣府特命担当大臣（食品安全）挨拶
2. 見上彪食品安全委員会委員長から「食品安全委員会の5年間の取組と今後の課題」について講演
3. ディエン・リーム欧州食品安全機関（EFSA）科学委員会及びアドバイザリーフォーラムユニット長から「EFSAの取組と今後の課題等」について講演
4. ディエン・リーム氏とともに、食品安全委員会委員による意見交換

セッション2：パネルディスカッション「どう守る食品の安全性－食品安全委員会の役割と課題－」

パネリスト：欧州食品安全機関（EFSA）科学委員会及びアドバイザリーフォーラムユニット長 ディエン・リーム氏  
東京大学大学院教授 吉川 泰弘氏  
前全国消費者団体連絡会事務局長 神田 敏子氏  
食品安全委員会委員長代理 小泉 直子  
コーディネーター：NHK解説委員 合瀬 宏毅氏

各パネリストが、食品安全委員会の5年間の活動の印象等について発言。その後、リスクコミュニケーションの手法等についてディスカッションが行われた。

セッション3：食品安全に関する研究成果合同発表会

発表者：国立医薬品食品衛生研究所 広瀬 明彦氏  
食品安全委員会が推進した食品安全に関する「器具・容器包装に用いられる合成樹脂のリスク評価法に関する研究」について発表  
独立行政法人国立健康・栄養研究所情報センター 梅垣 敬三氏  
厚生労働省が推進した食品安全に関する「いわゆる健康食品の安全性に影響する要因分析とそのデータベース化・情報提供に関する研究」について発表  
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課 大島 潔氏  
農林水産省が推進した食品安全に関する「農林水産省におけるリスク管理の取組と調査研究～クロロプロパノール（3-MCPD）を例に～」について発表

コーディネーター：食品安全委員会委員 長尾 拓

厚生労働省、農林水産省及び委員会の3府省合同で開催し、各府省から発表後、コーディネーターである長尾委員のコメントも交え、会場の参加者と質疑応答が行われた。

## セッション4：全国食品安全連絡会議「地域におけるリスクコミュニケーションの促進」

コーディネーター：食品安全委員会委員 野村 一正、本間 清一

1. 食品安全委員会のリスクコミュニケーションの取組  
食品安全委員会事務局 リスクコミュニケーション官 小平均 から説明
2. 地域でのリスクコミュニケーションの取組の事例  
宇都宮市保健福祉部保健所生活衛生課総括主査 関 哲 氏  
栃木県宇都宮市での取組について説明  
兵庫県健康福祉部健康局生活衛生課食品衛生係長 橋田 達慶 氏  
兵庫県での取組について説明
3. 意見交換  
全国の自治体の食品安全担当者が参加し、情報公開のあり方や教育分野との関わりなどについて、会場の参加者も交えて意見交換が行われた。

## セッション5：国際ミニシンポジウム

1. 食文化と食の安全  
講演者：国立民族学博物館名誉教授、林原美術館館長 熊倉 功夫 氏  
「日本の伝統的な食文化の安全」について講演  
フランス国立科学研究センター教授 クロード・フィッシュラー 氏  
「食品のリスク認知ー共通性と文化差ー」について講演  
コーディネーター：食品安全委員会委員 畑江 敬子  
食品の安全を確保するために伝統的に培われてきた食文化や、リスクの捉え方に関する各国の違い等について講演の後、会場の参加者を交えて、意見交換が行われた。
2. 食品安全のための国際連携  
講演者：日本獣医生命科学大学教授 鈴木 勝士 氏  
「農薬の食品健康影響評価の国際化」について講演  
米国環境保護庁農薬業務部登録課長 ロイス・ロッシ 氏  
「国際ジョイントレビュー：新規農薬の有効成分」について講演  
コーディネーター：食品安全委員会委員 廣瀬 雅雄  
農薬のリスク評価における国際的なワークシェアリング等についての講演の後、国際ジョイントレビューの実施に当たって、問題となりうる各国の評価法の違いや、作業量の増加等の懸念などについて、会場の参加者を交えて、意見交換が行われた。

## セッション6：食品の安全性確保の関連展示

食品安全委員会や地方自治体等の取組について展示した。

# 食品安全委員会の改善に向けて（概要）

（平成21年3月26日食品安全委員会決定）

## I 食品安全委員会の改善に向けた検討の趣旨

- 食品安全委員会は、平成20年7月に設立5周年を迎えた。食品に対する国民の信頼を揺るがず事案の発生、消費者庁設立へ向けた取組の推進など、諸環境が変化していく中で、委員会は、これまでの活動を点検し、次なるステップへ向けた取組を行うべき時期を迎えている。
- 委員会は、第248回会合（平成20年7月24日開催）において、これまでの活動実績を総括し、委員会業務や機能のあり方の見直しを行うため、「委員会の改善に向けた検討」を開始することを決定し、委員会及び各専門調査会における調査審議を経て、委員会の改善についての方策を取りまとめた。

## II 検討に当たっての基本的考え方

今般の検討は、食品安全基本法に定められた責任と権限を前提に、リスク評価機関である委員会として、どのような改革・改善に取り組んでいくべきかとの観点から行った。

また、現在の事務局体制で取り組める事項には限界があるため、当面の取組に併せて、事務局体制の整備等を踏まえた中長期的な取組の方向性についても検討した。

## III 改善に向けた方策

関係者から寄せられた様々な意見等を基に論点を整理し、論点に沿って改善方策を取りまとめた。

### 1. 食品健康影響評価に係る改善方策

#### 1) 評価全般に関する改善方策

- ・ 評価要請時におけるリスク管理機関からの適切な資料の提供の確保、複数の専門調査会に関連する案件の審議方法の改善、明らかに評価が不要な案件等の整理、ワーキンググループの設置による機動的な審議体制の確保を行うことにより、調査審議の効率化を図る。
- ・ GLPに適合した試験のデータを用いるなど、提出される評価データの信頼性をより一層高めるとともに、知的財産に抵触しない範囲で資料が十分に公開されるよう透明性の確保に努める等、調査審議の見直しを行う。
- ・ 中長期的取組の方向性として、過去の評価結果の一定期間後の再評価の実施、タイムクロック制（標準的な事務処理期間）の導入等について検討する。

#### 2) 自ら評価に関する改善方策

- ・ 消費者等関係者の意見をより反映させるため、自ら評価案件を食品安全モニターから募集するなどの取組を行う。
- ・ 緊急の案件について、事案の性質に応じて諸外国が実施した評価のレビューを実施するなど、より迅速かつ柔軟な対応を行う。
- ・ 審議の状況や見通しの明確化を図るため、年1回程度、審議状況等を報告し、今後の取扱いを決定する。

## 2. 施策の実施状況の監視等に係る改善方策

- ・ 評価結果の通知後、施策の実施までに長期間を要しているものについて、きめ細かくフォローを行うこととし、必要に応じて報告を求めるなど適切な対応を行う。
- ・ 食品安全モニターについては、これまでの食品安全に関する活動実績や今後の活動目標等も判断基準に加えて、選考できるようにする。

## 3. 情報提供に係る改善方策

- ・ 消費者等の関心が高い評価案件については、Q & A や理解に必要となるリスク管理情報を含めた情報発信を行うなど、分かりやすい情報発信を実施する。
- ・ ホームページ及びメールマガジンを見やすく、分かりやすいものとするとともに、季刊誌及びDVDについて読者・視聴者の声を参考にして改善を進める。
- ・ 消費者団体等食品安全分野のオピニオンリーダーに重点を置いて、リスク評価、委員会の活動内容等の基本的事項の周知や意見交換等を行うことにより、きめ細かい連携を図る。
- ・ 地方公共団体や消費者団体を始めとした関係団体に対して、食品安全や委員会活動に関する記事の広報誌への掲載について働きかけ等を行う。

## 4. リスクコミュニケーション(意見交換会等)に係る改善方策

- ・ リスクコミュニケーションについては、メディア等との懇談、意見交換会、ホームページによる情報提供等を有機的に組み合わせることに留意しつつ、改善を進める。
- ・ 意見交換会については、関係者のニーズを分析して目的・目標を明確にし、これに合った多様な場を設定（消費者団体との共催、小規模なものなど）していくとともに、対象に応じた分かりやすい資料を作成する。
- ・ 地方公共団体やリスク管理機関の地方組織等と一層連携したリスクコミュニケーションを推進する。
- ・ リスクコミュニケーター育成講座等の受講者の活動状況やニーズを把握し、活動に必要な情報の提供を行うなど、地域での活動の支援に努める。
- ・ 国民の関心の高い案件についての意見・情報の募集に当たっては、評価書の概要を提供するとともに、意見交換会を行うなど評価内容の理解を助け、意見・情報を出しやすい環境づくりに努める。
- ・ 学校教育において、食品の安全について基礎的な知識を学習できるよう、教育機関・関係団体等との連携を促進する。

## 5. 緊急時対応に係る改善方策

- ・ 緊急時には、科学的知見や委員会としての見解等を、各種広報媒体等を通じて、迅速に分かりやすく、かつタイムリーに発信する。

## 6. 委員会運営全般に係る改善方策

### 1) 業務基盤に係る改善方策

- ・ 職員の習熟度の向上等を図るため人事ローテーションの長期化等に努める。
- ・ 内閣府採用の職員の確保を図るため、当面、任期付職員制度の活用を進める。
- ・ 外部専門家の専門知識を活用するため、外部専門家とのネットワーク作りを推進する。
- ・ 研究機能の強化に向けて、調査研究費の確保を図るとともに、応募者の範囲の拡大に努める。
- ・ 中長期的取組の方向性として、事務局体制の強化が必要である。また、将来的に独自の研究機関を持つことも選択肢の一つとして考えるとともに、関係省庁の研究機関との連携・協力のあり方を検討する。

### 2) 運営に係る改善方策

- ・ 消費者を始めとした関係者の意見等を聴き、委員会業務に反映させるため、幅広い関係者から構成される企画専門調査会及びリスクコミュニケーション専門調査会における調査審議の充実に努めるとともに、国民からの意見・情報の募集方法の改善等を図る。
- ・ 委員会活動の継続的な改善を進めるため、業務管理の充実や事後評価の改善などを行う。
- ・ 専門調査会間の横断的連携を図る観点から、定期的に座長会を開催する。

## IV おわりに

食品安全委員会においては、この改善方策を着実に実施するとともに、今後とも、消費者を始めとした関係者の意見等を幅広く聴き、委員会活動の継続的な改善を実施していく。

また、中長期的に取り組むべき課題については、その具体化に向けて更に検討を進める。

## 食品健康影響評価の審議状況

(平成21年3月31日現在)

区分	要請件数	うち 20年度分	自ら評価	合計	評価終了	うち 20年度分	意見 募集中	審議中
添加物	92	10	0	92	77	10	1	14
農薬	475	63	0	475	242	88	17	216
うちポジティブリスト関係	189	29	0	189	84	36	9	96
うち清涼飲料水	93	0	0	93	17	8	0	76
動物用医薬品	307	38	0	307	218	53	6	83
うちポジティブリスト関係	90	12	0	90	35	12	4	51
化学物質・汚染物質	54	3	2	56	29	18	0	27
うち清涼飲料水	48	0	0	48	24	15	0	24
器具・容器包装	7	3	0	7	4	0	0	3
微生物・ウイルス	4	1	1	5	4	1	0	1
プリオン	11	0	2	13	11	0	0	2
かび毒・自然毒等	4	1	2	6	4	1	0	2
遺伝子組換え食品等	84	15	0	84	72	12	0	12
新開発食品	64	3	0	64	54	0	5	5
肥料・飼料等	34	6	0	34	26	7	1	7
うちポジティブリスト関係	12	5	0	12	4	2	2	6
動薬・肥飼料・微生物合同	1	0	0	1	1	0	0	0
新開発・添加物合同	1	0	0	1	0	0	0	1
合計	1138	143	7	1145	742	190	30	373

(注) 1 審議中欄には、審議継続の案件のほか、今後検討を開始するものを含む。

2 リスク管理機関から、評価要請後に取り下げ申請があった場合には、その分を要請件数から減じている。

3 意見募集中欄には、意見情報の募集を締め切った後に検討中のものも含む。



## 委員会の意見の聴取に関する案件の審議状況

(平成21年3月31日現在)

### I 専門調査会において検討中、または今後検討を開始するもの

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
15/ 7/ 3	厚	清涼飲料水の規格基準を改正すること(汚染物質32物質及び農薬84物質)
15/12/ 8	農	飼料添加物として指定された抗菌性物質、動物用医薬品のうち、飼料添加物として指定されている抗菌性物質と同一又は同系統で薬剤耐性の交差が認められる抗菌性物質により選択される薬剤耐性菌 ※
16/ 7/ 2	農	蒸製骨粉の製造過程で生ずるにかわかすを肥料として利用すること ※
16/10/29	農	動物用医薬品 ・エンロフロキサシンを有効成分とする製造用原体(バイトリル原体)、鶏の飲水添加剤(バイトリル 10%液)、牛の強制経口投与剤(バイトリル 2.5%HV液)並びに牛及び豚の注射剤(バイトリル2.5%注射液、同5%注射液、同10%注射液)、・オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキサリジン液)、・アンピシリンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(注射用ピクシリン)、塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体(塩酸シフロキサシン)及び豚の飲水添加剤(ベテキノン可溶散 25%)、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)(耐性菌関連)
16/12/16	-	微生物の定量的リスク評価ガイドラインの策定及び優先順位を付けて個々の微生物リスク評価を求めること ◎
16/12/24	厚	農薬 スピノサド
17/2/14	厚	農薬 ジコホール
17/3/28	厚	添加物 リン酸一水素マグネシウム
17/4/11	厚 農	動物用医薬品 オルビフロキサシンを有効成分とする豚の飲水添加剤
17/6/21	厚	添加物 ポリビニルピロリドン
17/8/5	厚 農	動物用医薬品 ホスホマイシンナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(動物用ホスミシンS(静注用))、スルファメトキサゾール及びトリメトプリムを有効成分とする豚の飲水添加剤(動物用シノラル液)、セファピリンベンザチンを有効成分とする製剤原料(セファピリンベンザチン「コーキン」)、牛の乳房注入剤(KPドアイー5G)及びセファピリンナトリウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(KPラックー5G)
17/8/15	厚	添加物 アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム、ケイ酸マグネシウム
17/8/25	厚	農薬 1-メチルシクロプロペン
17/9/13	厚	動物用医薬品 アンピシリンナトリウム、ドラメクチン、ホスホマイシンナトリウム、スルファメトキサゾール、トリメトプリム、セファピリンベンザチン、セファピリンナトリウム
17/9/20	厚	高濃度にジアシルグリセロールを含む食品の安全性について ※

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象
17/10/24	厚	農薬 プロパモカルブ塩酸塩
17/11/8	厚	農薬 ミルベメクチン
17/12/19	厚	動物用医薬品 スピノサド
18/1/26	厚	パパイヤリングスポットウイルス抵抗性パパイヤ55-1系統
18/2/13	厚	新開発食品 アガリクスを含む食品(製品名:キリン細胞壁破碎アガリクス顆粒)
18/2/13	厚	新開発食品 アガリクスを含む食品(製品名:仙生露顆粒ゴールド及びアガリクスK2ABPC 顆粒)※
18/4/24	農	動薬 ノルフロキサシンを有効成分とする鶏の経口投与剤(インフェック10%液)及び豚の経口投与剤(インフェック2%散)、塩酸クレブテロールを有効成分とする牛の注射剤(プラニパート)
18/5/9	厚	農薬 ホルペット
18/5/22	厚	添加物 サッカリンカルシウム、
18/5/22	厚	農薬 ペントキサゾン、ヨウ化メチル
18/7/18	厚	農薬 (アゾキシストロビン、ジコホール、プロパモカルブ、ホルペット、ミルベメクチン、スピノサド) ☆
18/7/18	厚	動物用医薬品 (アンピシリン、イベルメクチン、オルビフロキサシン、スルファメトキサゾール、セファピリン、トリメプリム、ホスホマイシン、メロキシカム、スピノサド) ☆
18/9/4	厚	農薬 フルアジナム☆
18/9/4	厚	動物用医薬品/飼料添加物 タイロシン ☆
18/10/16	厚	動物用医薬品 ノルフロキサシン☆、クレブテロール☆
18/11/6	厚 農	動薬 リン酸タイロシンを有効成分とする豚の経口投与剤(動物用タイロシンプレミックス「A」2%、同10%、同20%)、
18/12/19	厚	農薬 フリラゾール☆、ラクトフェン☆
18/12/19	厚	動物用医薬品 キシラジン☆、アモキシシリン☆、ドキシサイクリン☆、リンコマイシン☆、
19/1/15	厚 農	動物用医薬品 塩酸クレブテロールを有効成分とする馬の経口投与剤(ベンチプルミン-シロップ)☆、
19/1/15	厚	農薬 イマゼタピルアンモニウム塩☆、シクロエート☆、ピノキサデン☆
19/1/15	厚	動物用医薬品 クマホス☆、酢酸メレンゲステロール☆、メチルプレドニゾロン☆
19/2/6	厚	添加物 乳酸カリウム
19/2/6	厚	農薬 スピロキサミン☆、メチオカルブ☆

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
19/2/6	厚	動物用医薬品 アレスリン☆、エリスロマイシン☆、カルプロフェン☆、クロルマジノン☆、スルフイソゾール☆、セファレキシン☆、レバミゾール☆	
19/3/6	厚	農薬 プロパルギット<一部☆>、アラクロール☆、エトフメセート☆、キザロホップエチル☆、クロメプロップ☆、チジアズロン☆、トリチコナゾール☆、ハロスルフロメチル☆、フルアジナム	
19/3/6	厚	動物用医薬品/飼料添加物 ナラシン☆、モネンシン☆	
19/3/6	厚	動物用医薬品 イソオイゲノール☆、イソシニコメロン酸二プロピル☆、クラブラン酸☆、ケトプロフェン☆、ジシクラニル☆、ピペラジン☆、メベンダゾール☆	
19/3/22	厚	動物用医薬品 スルファチアゾール☆、クロルスロン☆、スルファジメトキシ☆、スルファモノメトキシ☆	4
19/4/10	厚	農薬 イソキサフルトール☆、アジムスルフロ☆	2
19/4/10	厚	農薬/動物用医薬品 アバメクチン☆	2
19/4/23	厚	特定保健用食品 麦の葉うまれの食物繊維	1
19/5/17	-	我が国に輸入される牛肉等に関する食品健康影響評価◎	
19/5/22	厚	動物用医薬品 フェノキシメチルペニシリン☆、ベダプロフェン☆、リファキシミン☆	3
19/6/5	厚	農薬 イマザピックアンモニウム塩☆、イマザメタベンズメチルエステル☆、フルメツラム☆、メソスルフロメチル☆、スルフェントラゾン☆	5
19/6/26	厚	農薬 フルジオキソニル☆、キャプタン☆、トリネキサパックエチル☆	3
19/7/13	厚	農薬 グルホシネート<一部☆>	2
19/7/13	厚	動薬 カラゾロール☆	1
19/7/19	厚	特定保健用食品 ヘルシアコーヒー 無糖ブラック、ヘルシアコーヒー マイルドミルク	2
19/8/2	厚	添加物 プロテイングルタミナーゼ、5-メチルテトラヒドロ葉酸カルシウム	2
19/8/6	厚	農薬 キザロホップエチル、エトベンザニド、ジチアノン<一部☆>、フルシラゾール<一部☆>	6
19/8/21	厚	農薬 プロスルホカルブ、アルジカルブ☆、アルドキシカルブ☆、ブプロフェジン<一部☆>	5
19/8/28	厚	動薬 ジクロキサシリン☆	1
19/10/2	厚	農薬 ジクロメジン<一部☆>	1
19/10/12	厚	農薬 モリネート<一部☆>、ブタクロール	3
19/10/30	厚	農薬 ピリミルスルファン、シヘキサチン、アミトロール<一部☆>、ジメタメトリン<一部☆>、アゾシクロチン及びシヘキサチン☆	7

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
19/11/12	厚	農薬 ピリミノバックメチル	1
19/11/27	厚	農薬 ピロキロン<一部☆>	2
19/12/4	厚	農薬 バクロブトラゾール<一部☆>	2
19/12/10	厚	遺伝子組換え食品等 耐熱性 $\alpha$ -アミラーゼ産生トウモロコシ 3272 系統	1
19/12/10	農	遺伝子組換え飼料 耐熱性 $\alpha$ -アミラーゼ産生トウモロコシ 3272 系統	1
19/12/18	厚	農薬 ビリフルキナズン、イプロベンホス<一部☆>、アセトクロール☆、オキシフルオルフェン☆、ピコリナフェン☆、フルフェナセット☆、クロピラリド☆、イソキサジフェンエチル☆	9
20/1/11	厚	農薬 オリサストロビン	1
20/2/4	厚	特定保健用食品 ポリフェノール茶	1
20/2/5	厚	農薬 フェントラザミド	1
20/2/26	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統	1
20/2/26	農	遺伝子組換え飼料 チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR162 系統	1
20/3/3	厚	農薬 スピネトラム、1, 3-ジクロロプロペン<一部☆>、シクラニリド☆	4
20/3/11	厚	農薬 アシフルオルフェン☆、アミノエトキシビニルグリシン☆、酸化プロピレン☆、トリブホス☆、ヒドラメチルノン☆、フェンチン☆、Sec-ブチルアミン☆、プロディファコウム☆、ベノキサコール☆、ベンダイオカルブ☆	10
20/3/11	厚	動薬/飼料添加物 オラキンドックス☆	2
20/3/11	厚・農	動薬 トルトラズリルを有効成分とする牛び豚の強制経口投与剤(牛用バイコックス、豚用バイコックス)、マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症生ワクチン(ノビリス MG 6/85)、マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症生ワクチン(“京都微研”,ポールセーバー MG)、マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症凍結生ワクチン(MG 生ワクチン(NBI))、トリレオウイルス感染症生ワクチン(ノビリス Reo 1133)	10
20/3/25	厚	農薬 TCMTB☆、イプロバリカルブ☆、エタルフルラリン☆、塩酸ホルメタネート☆、クロランスラムメチル☆、シフルフェナミド☆、スルホスルフロン☆、ノルフルラズン☆、ピメロジン☆、ピリデート☆、フッ化スルフリル☆、ベンスルフロンメチル☆、ベンフルラリン☆、マイクロブタニル☆、メプロニル☆	15
20/4/1	厚	農薬 アラクロール、メプロニル	2
20/4/1	厚	体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品の安全性※	1
20/4/17	-	食品及び器具・容器包装中の鉛に関する食品健康影響評価の実施について◎	
20/6/2	厚	農薬 プロチオコナゾール、ジメテナミド<一部☆>、ペンディメタリン<一部☆>	5

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会ですら評価を行うことを決定した日である。

I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)

接受日	要請元	食品健康影響評価の対象	
20/6/2	厚・農	動薬 トピシリンを有効成分とするすずき目魚類の飼料添加剤(水産用フジペニン 40、水産用フジペニン 20、水産用フジペニン P)、トピシリン	2
20/6/17	厚	農薬 メラクロール<一部☆>、フルミオキサジン☆	3
20/7/2	厚	特定保健用食品 ライフナビカルシウムを含むお茶	1
20/7/8	厚	農薬 アセフェート☆、エトプロホス☆、クロキンセットメキシル☆、クロジナホッププロパルギル☆、テトラコナゾール☆	5
20/7/8	厚	ビスフェノールAがヒトの健康に与える影響について※	1
20/8/18	厚	農薬 ダイアジノン、スピロテトラマト	2
20/9/5	厚	器具・容器包装 カドミウム、鉛	2
20/9/9	厚	農薬 アジンホスメチル☆、プロパクロール☆	2
20/9/12	厚・農	動薬 鶏伝染性気管支炎(4-91 株)生ワクチン(ノビリス IB4-91)の再審査	2
20/9/12	厚	飼料添加物 ノシヘプタイド☆、エフロマイシン☆	2
20/9/12	厚	動薬/飼料添加物 アピラマイシン☆	1
20/10/7	厚	農薬 イソチアニル、クロメプロップ	2
20/11/20	厚	添加物 フルジオキサニル、プロピオンアルデヒド、6-メチルキノリン	3
20/12/9	厚	農薬 メミノストロビン<一部☆>	2
21/1/9	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性ワタ GHB614 系統	1
21/1/9	農	遺伝子組換え飼料 除草剤グリホサート耐性ワタ GHB614 系統	1
21/1/20	厚	農薬 アミスルブロム、エスプロカルブ、クロルフェナピル、スピロメシフェン、ピフェントリン、フェンチオン<一部☆>、フラメピル<一部☆>	9
21/1/30	厚・農	動薬 アセトアミノフェンを有効成分とする豚の経口投与剤(アレンジャー10、アレンジャー30)	2
21/2/2	厚	遺伝子組換え食品等 XAS 株を利用して生産されたヘミセルラーゼ、NIA1718 株を利用して生産されたインバルターゼ、GGI 株を利用して生産された L-グルタミン	3
21/2/3	厚	農薬 エチクロゼート<一部☆>	2
21/2/3	厚	農薬/動薬 ホキシム☆	2
21/2/9	厚	農薬 エチオン☆、オキシデメトンメチル☆、カルボフラン☆、ジクロラン☆、ジノカップ☆、トリアゾホス☆、フェンプロピモルフ☆、ベナラキシル☆、ホレート☆	9
21/2/9	厚	汚染物質 米のカドミウムの成分規格の改正	1
21/2/12	厚	特定保健用食品 グルコバスター カプセル	1
21/2/17	厚	農薬 エトフェンプロックス	1
21/2/23	厚・農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性トウモロコシ DP-098140-6(食品・飼料)	2

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

**I 専門調査会において検討中、又は今後検討を開始するもの(続き)**

接受日	要請元	食 品 健 康 影 響 評 価 の 対 象	
21/3/3	厚	動薬 モネパンテル	1
21/3/10	厚	動薬 セファゾリン☆、ダノフロキサシン☆、ナナフロシン☆、ピランテル☆、プリフィニウム☆	5
21/3/10	厚	動薬／飼料 ビコザマイシン☆	2
21/3/12	厚	添加物 2-エチル-5-メチルピラジン、5,6,7,8-テトラヒドロキノキサリン、3-メチル-2-ブタノール	3
21/3/19	-	オクラトキシンA、デオキシニバレノール及びニバレノール、食品中のヒ素◎	3
21/3/24	厚	農薬 ピリダリル、ピリプロキシフェン、メコナゾール、トリフルラリン<一部☆>、パラチオンメチル☆、フェナミホス☆	7
21/3/24	厚	動薬 アザペロン☆、フルベンダゾール☆	2
21/3/24	厚	農薬／動薬 ジクロルボス及びナレド☆	2

注:☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。

◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価であり、日付は委員会で自ら評価を行うことを決定した日である。

## II 専門調査会における審議結果(案)について意見募集を行っているもの

募集期間	対象となる審議結果(案)	
20/6/26～7/25	農薬 フルアジナム<一部☆>★	2
21/1/8～2/6	動薬 カルプロフェン☆★	1
21/1/23～2/21	農薬 プロパモカルブ<一部☆>★	2
21/1/29～2/27	新開発食品 アガリクスを含む食品(製品名:キリン細胞壁破碎アガリクス顆粒)★	1
21/1/29～2/27	新開発食品 アガリクスを含む食品(製品名:仙生露顆粒ゴールド及びアガリクスK2ABPC 顆粒)※★	2
21/2/19～3/20	添加物 プロピオンアルデヒド★	1
21/2/19～3/20	農薬 パクロブトラゾール<一部☆>、ミルベメクチン<一部☆>★	4
21/2/19～3/20	飼料 ノシヘプタイド☆★	1
21/2/26～3/27	農薬 アジムスルフロン☆★	1
21/2/26～3/27	動薬 クレンブテロール☆、塩酸クレンブテロールを有効成分とする馬の経口投与剤(ベンチプルミン-シロップ)の再審査、塩酸クレンブテロールを有効成分とする牛の注射剤(プラニパート)の再審査、鶏伝染性気管支炎生ワクチン(4-91株)(ノビリスIB4-91)の再審査★	5
21/3/5～4/3	農薬 シフルフェナミド☆、プロスルホカルブ	2
21/3/12～4/10	農薬 イプロベンホス<一部☆>、ピメトロジン☆	3
21/3/12～4/10	体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品の安全性※	1
21/3/19～4/17	農薬 イソチアニル、スピロテトラマト	2
21/3/26～4/24	農薬 ミクロブタニル☆	1
21/3/26～4/24	コリンエステラーゼ阻害作用を有する農薬の安全性評価のあり方について	
21/3/26～4/24	特定保健用食品 グルコバスター カプセル	1

注1: ★の案件についての意見募集は終了している。

注2: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

### Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
15/7/24	厚	添加物 メチルヘスペリジン、コウジ酸
15/7/24	厚	動物用医薬品 サラフロキサシン、ジヒドロストレプトマイシン/ストレプトマイシン、ダノフロキサシン
15/7/24	厚	かび毒 パツリン
15/7/31	厚	添加物 ステアリン酸マグネシウム、リン酸三マグネシウム、酸化マグネシウム、炭酸マグネシウム
15/8/28	厚	添加物 アセスルファミウム
15/8/28	厚	動物用医薬品 カルバドックス
15/9/4	厚	サウロパス・アンドロジナス(いわゆるアマメシバ)を大量長期に摂取させることが可能な粉末、錠剤等の形態の加工食品
15/9/11	厚	伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保 ※
15/9/11	厚	特定保健用食品 ファイバー食パン 爽快健美、豆鼓エキス つぶタイプ、ヘルシーコレステ、エコナマヨネーズタイプ
15/9/18	厚	農薬 EPN、エチクロゼート、オキサジクロメホン、クロルピリホス、ジクロシメット、テブラロキシジム、トリネキサパックエチル、ファモキサドン、フェノキサニル、フェノキサプロップエチル、フェントラザミド、フェンピロキシメート、フルアジナム、フルミオキサジン、マレイン酸ヒドラジド
15/9/25	厚	添加物 L-アスコルビン酸 2-グルコシド、亜硫酸ナトリウム、次亜硫酸ナトリウム、二酸化硫黄、ピロ亜硫酸ナトリウム、ピロ亜硫酸カリウム、タール色素
15/11/14	農	アルカリ処理をした液状の肉骨粉等を肥料として利用すること ※
15/11/21	農	牛のせき柱を含む飼料及び肥料の規格等の改正
15/12/25	厚	農薬 ノバルロン
16/1/15	厚	農薬 ピリダリル
16/1/15	厚 農	動物用医薬品 イミダクロプリドを主成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤(ノックベイト)
16/1/15	厚	疾病に罹患した家畜の肉等の廃棄基準の見直し
16/1/15	農	BSE 発生国からの牛受精卵の輸入 ※
16/2/ 5	厚	特定保健用食品 プレティオ、マインズ<毎飲酢>リンゴ酢ドリンク、健康博士 ギャバ
16/2/12	厚	遺伝子組換え食品等 トウモロコシ 1507 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種、MON810(鱗翅目害虫抵抗性トウモロコシ)と鞘翅目害虫抵抗性トウモロコシ MON863 系統を掛け合わせた品種
16/2/26	厚 農	動物用医薬品 牛用マンヘミア・ヘモリチカ1型菌不活化ワクチン、ぶり用イリドウイルス感染症・ぶりビブリオ病・α溶血性レンサ球菌症混合不活化ワクチン
16/3/11	厚	特定保健用食品 LC1 ヨーグルト、グリコ ヨーグルト GCL1001

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。



### Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
16/3/11	厚 農	飼料添加物 アスタキサンチン、カンタキサンチン
16/3/18	農	肥料 焼成りん肥、混合汚泥複合肥料、熔成汚泥灰複合肥料
16/3/25	厚 農	鳥インフルエンザ不活化ワクチンを接種した鳥類に由来する食品の安全性 ※
16/3/25	厚	化学分解法により再生したポリエチレンテレフタレート(PET)を主成分とする合成樹脂製の容器包装 ※
16/4/8	厚	特定保健用食品 ピュアセレクトサラリア、リセッタ 健康ソフト、オリゴメイト S-HP
16/4/22	厚 農	動物用医薬品 ふぐ目魚類用フェバンテルを有効成分とする寄生虫駆除剤
16/4/22	厚	特定保健用食品 チチヤス低糖ヨーグルト、クエーカーオートミール、ブレンディ コーヒーオリゴ入りインスタントコーヒー、ブレンディ コーヒーオリゴ入りカフェオレ、ブレンディ コーヒーオリゴ入りカフェオレミックスコーヒー、ブレンディ コーヒーオリゴ入り ミックスコーヒー、リポスルー
16/5/20	厚	農薬 ボスカリド
16/5/27	厚	添加物 グルコン酸亜鉛、グルコン酸銅
16/5/27	厚	添加物 イソブタノール
16/5/27	厚	添加物 2-エチル-3,(5or6)-ジメチルピラジン、2,3,5,6-テトラメチルピラジン
16/6/10	厚	特定保健用食品 ヘルシープラス 野菜 MIX ゼリー、毎日海菜 海苔ペプチド、キューピーコントロール
16/6/10	厚	遺伝子組換え食品等 LLCotton25(除草剤耐性わた)
16/6/17	厚 農	動物用医薬品 鶏伝染性気管支炎生ワクチン、豚ボルデテラ感染症精製(アフィニティークロマトグラフィー部分精製)・豚パストツレラ症混合(油性アジュバント加)不活化ワクチン
16/6/17	厚	シンフィツム(いわゆるコンフリー)及びこれを含む食品 ※
16/6/24	農	豚由来たん白質等の飼料への利用について
16/6/24	厚	特定保健用食品 キシリッシュプラスエフ ナチュラルミント
16/7/2	厚	添加物 アカネ色素
16/7/8	厚 農	動物用医薬品 牛用インターフェロンアルファ経口投与剤
16/7/22	厚	農薬 エチプロール
16/7/29	厚	添加物 ステアリン酸カルシウム
16/7/29	厚 農	動物用医薬品 プロゲステロン及び安息香酸エストラジオールを有効成分とする牛の発情周期同調用膈内挿入剤
16/9/2	厚	化学分解法(ビス-2-ヒドロキシエチルテレフタレート(BHET)に分解して再重合する方法)により再生したポリエチレンテレフタレート(PET)を主成分とする合成樹脂製の容器包装 ※

注:※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

### Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
16/9/2	厚 農	動物用医薬品 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合ワクチン、鶏サルモネラ症(油性アジュバント加)不活化ワクチン
16/9/9	厚	添加物 プロパノール
16/9/9	農	遺伝子組換え飼料 ラウンドアップ・レディー・テンサイH7-1系統
16/9/9	厚	遺伝子組換え食品等 鞘翅目(コウチュウ目)害虫抵抗性トウモロコシ MON863 系統と鱗翅目(チョウ目)害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種
16/9/9	厚 農	日本における牛海綿状脳症(BSE)対策について ◎
16/9/16	厚	特定保健用食品 健康道場 おいしい青汁、ゴマペプ茶
16/10/7	厚	農薬 トルフェンピラド
16/10/14	厚	特定保健用食品 ヒアロモイスチャーS、タケダ健茶園 TACC 茶
16/10/21	農	肥料 鉍さいりん酸肥料、腐植酸りん肥
16/11/4	厚	農薬 シアゾファミド
16/11/4	厚	動物用医薬品 塩酸ラクトパミン
16/11/18	厚	添加物 亜塩素酸ナトリウム
16/11/18	厚	特定保健用食品 DHA入りリサーラソーセージ
16/11/18	厚	特定保健用食品 キューピー 骨育 カルシウム&ビタミンK2
16/12/2	厚 農	動物用医薬品 豚ボルデテラ感染症・豚パスツレラ症・豚丹毒混合(アジュバント加)不活化ワクチン、ぶりビブリオ病不活化ワクチン、ひらめβ溶血性レンサ球菌病不活化ワクチン
16/12/2	厚	遺伝子組換え食品等 PLA2(ホスホリパーゼ A2)
16/12/9	厚	添加物 イソプロパノール
16/12/9	厚	添加物 亜酸化窒素
16/12/9	厚 農	動物用医薬品 鳥インフルエンザ(油性アジュバント加)不活化ワクチン(ノビリス IA inac、AI(H5N2 亜型)不活化ワクチン(NBI)、レイヤーミューン AIV)、孵化を目的としたニシン目魚類のプロノポールを有効成分とする魚卵用消毒剤
16/12/16	厚	農薬 フェンアミドン
17/1/6	厚	農薬 ビフェナゼート

注:◎印は食品安全基本法第23条第1項第2号による自ら評価である。

### Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
17/1/6	農	動物用医薬品 ・ 「ニューカッスル病及び鶏伝染性気管支炎生ワクチン(ND・IB生ワクチン「NP」)、 ・ 「ニューカッスル病、鶏伝染性気管支炎、鶏伝染性コリーザ及びマイコプラズマ・ガリセプチカム感染症不活化ワクチン(“京都微研”ニワトリ5種混合オイルワクチン-C)」、 ・ 豚ボルデテラ感染症・豚パストツレラ症混合(アジュバント加)不活化ワクチン(インゲルバックAR4)、 ・ パストツレラ・ムルトシダ(アジュバント加)トキソイド(豚パストツレラトキソイド“化血研”)、 ・ 鶏コクシジウム感染症(アセルブリナ・テネラ・マキシマ)混合生ワクチン(日生研鶏コクシ弱毒3価生ワクチン(TAM))、 ・ 前葉性卵胞刺激ホルモン(FSH)を有効成分とする牛の過剰排卵誘起用注射剤(アントリンR・10)、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ウラジログシエキスを有効成分とする牛の尿路結石治療剤(ウロストン 2 品目)、</li> <li>・ プロゲステロンを有効成分とする牛の発情周期同調及び繁殖障害治療用膣内挿入剤(イージーブリード)</li> </ul>
17/1/27	厚	農薬 クロチアニジン
17/1/27	厚	特定保健用食品 プリトロール
17/1/27	農	動物用医薬品 ・ 牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢-粘膜病・牛パラインフルエンザ・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン(日生研牛呼吸器病4種混合生ワクチン) 、 ・ 牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン(日生研BEF・IK混合不活化ワクチン、牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン“化血研”及び“京都微研、牛流行熱・イバラキ病混合不活化ワクチン)、 ・ 鶏伝染性気管支炎生ワクチン(IB TM生ワクチン“化血研”)
17/2/3	厚	器具及び容器包装に係る規格基準及び洗浄剤に係る規格基準の改正
17/2/17	厚	農薬 プロヒドロジャスモン
17/3/3	厚	特定保健用食品 松谷のおそば、黒烏龍茶
17/3/10	厚	添加物 ヒドロキシプロピルセルロース
17/3/10	厚	動物用医薬品 ピルリマイシン
17/3/17	厚	添加物 イソアミルアルコール、2,3,5-トリメチルピラジン、アミルアルコール
17/3/17	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性ワタ MON88913 系統、除草剤グリホサート耐性ワタ MON88913 系統とチョウ目害虫抵抗性ワタ 15985 系統を掛け合わせた品種
17/3/31	厚	遺伝子組換え食品等 ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J101 系統、ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J163 系統
17/4/28	厚	特定保健用食品 自然のちから サンバナバ、ブレンディスタイリア低糖タイプ、食物せんいのおいしい水
17/4/28	厚	遺伝子組換え食品等 ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J101 系統とラウンドアップ・レディー・アルファルファ J163 系統を掛け合わせた品種
17/5/6	厚	添加物 ナタマイシン
17/5/6	環	土壌残留に係る農薬登録保留基準の見直し

### Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
17/5/6	厚 農	我が国における牛海綿状脳症(BSE)対策に係る食品健康影響評価について ※
17/5/12	厚	特定保健用食品 ラクトールガムストロングミント、ラクトールガムマイルドミント、アミールS 健康野菜100
17/5/19	農	動物用医薬品 ・ リン酸チルミコシンを有効成分とする製造用原体(リン酸チルミコシン20%(原液))及び豚の飼料添加剤(動物用プルモチルプレミックス-20、同-50、同-100)
17/5/19	厚 農	鶏の産卵低下症候群-1976(油性アジュバント加)不活化ワクチン(オイルボックス EDS-76、EDS-76 オイルワクチン-C 及び日生研 EDS 不活化オイルワクチン)
17/5/19	厚	微生物 調製粉乳のセレウス菌規格基準
17/5/26	厚	ポリ乳酸を主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装
17/6/9	厚 農	動物用医薬品 豚ポルテテラ感染症不活化・パスツラ・ムルシグトキソイド <sup>1</sup> 混合(油性アジュバント加)ワクチン(日生研 ARBP 不活化ワクチン ME)
17/6/16	厚	農薬 ジノテフラン
17/6/30	厚	農薬 カズサホス
17/7/7	厚	特定保健用食品 リメイクコレステブロック粒
17/7/14	農	動物用医薬品 塩酸ジフロキサシンを有効成分とする製造用原体(塩酸ジフロキサシン)及び豚の飲水添加剤(ベテキノン可溶散 25%) *
17/7/21	厚	添加物 アセトアルデヒド
17/7/28	厚	農薬 ピリダリル
17/7/28	農	1000℃以上で焼却処理された肉骨粉の焼却灰及び炭化物を肥料として利用すること ※
17/8/4	厚	魚介類等に含まれるメチル水銀※
17/8/4	厚 農	・動物用医薬品 鶏コクシジウム感染症(アセルブリナ・テネラ・マキシマ・ミチス)混合生ワクチン(パラコックス-5)
17/8/5	厚	構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に基づき実施された第5次提案募集において佐賀県及び佐賀県嬉野町が提案した方法により養殖されるトラフグの肝
17/8/18	厚	添加物 2-エチル-3-メチルピラジン、5-メチルキノキサリン
17/8/18	厚	遺伝子組換え食品等 ワタ 281 系統、ワタ 3006 系統
17/8/18	農	遺伝子組換え飼料 除草剤グルホシネート耐性ワタLLCotton25、除草剤グリホサート耐性ワタ MON88913 系統
17/8/25	厚	動物用医薬品 塩酸ジフロキサシン
17/9/22	厚	添加物 ブタノール
17/9/22	厚	農薬 ピラクロストロビン

注: \*印は耐性菌に関する評価を除く。

※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。

### Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
17/9/22	農	遺伝子組換え飼料 ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J101 系統、ラウンドアップ・レディー・アルファルファ J163 系統
17/9/22	厚	遺伝子組換え食品等 ワタ 281 系統とワタ 3006 系統を掛け合わせた品種
17/10/6	厚	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ <i>B.t.Cry34/35Ab1</i> Event DAS-59122-7、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統
17/10/13	厚	遺伝子組換え食品等 $\alpha$ -アミラーゼ LE399
17/10/20	厚 農	マイコプラズマ・シノビエ凍結生ワクチン(MS生ワクチン(NBI))
17/10/27	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統を掛け合わせた品種
17/11/2	農	肥料 けい酸加里肥料、熔(よう)成けい酸加里肥料
17/11/24	厚 農	動物用医薬品 オフロキサシンを有効成分とする鶏の飲水添加剤(オキサリジン液) *
17/11/24	厚 農	動物用医薬品 豚流行性下痢生ワクチン(日生研PED生ワクチン)
17/11/24	厚 農	動物用医薬品 塩化リゾチームを有効成分とするまだいの飼料添加剤(水産用ポトチーム)
17/11/24	厚	動物用医薬品 マラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーン
17/12/1	厚	遺伝子組換え食品等 トウモロコシ 1507 系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ <i>B.t.Cry34/35Ab1</i> Event DAS-59122-7 を掛け合わせた品種、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ <i>B.t.Cry34/35Ab1</i> Event DAS-59122-7 とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ <i>B.t.Cry34/35Ab1</i> Event DAS-59122-7 とトウモロコシ 1507 系統とラウンドアップ・レディー・トウモロコシ NK603 系統を掛け合わせた品種
17/12/8	厚	農薬 オリサストロビン
17/12/8	厚 農	・現在の米国の国内規制及び日本向け輸出プログラムにより管理された米国から輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性について ※ ・現在のカナダの国内規制及び日本向け輸出基準により管理されたカナダから輸入される牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国でとさつ解体して流通している牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合の牛海綿状脳症(BSE)に関するリスクの同等性について ※
17/12/15	厚	遺伝子組換え食品等 L-アルギニン、ワタ 281 系統とワタ 3006 系統とラウンドアップ・レディー・ワタ 1445 系統を掛け合わせた品種

注: \*印は耐性菌に関する評価を除く。

※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

### Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象
17/12/15	農	遺伝子組換え飼料 ワタ281、ワタ3006、コウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B.t.Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7、除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017
17/12/22	農	チルミコシンを有効成分とする製剤原料(チルミコシン)、牛の注射剤(ミコチル 300 注射液)
18/1/19	厚	農薬 フロニカミド
18/1/26	厚	遺伝子組換え食品等 ワタ281系統とワタ3006系統と除草剤グリホサート耐性ワタMON88913系統を掛け合わせた品種
18/3/2	厚	特定保健用食品 燕龍茶レベルケア
18/3/9	厚	動物用医薬品 ツラスロマイシン
18/3/9	厚 農	動物用医薬品 鶏大腸菌症不活化ワクチン(“京都微研”ポールセーバーEC)
18/3/30	厚	添加物 アルギン酸アンモニウム、アルギン酸カリウム、アルギン酸カルシウム
18/4/27	厚	農薬 メコナゾール
18/4/27	厚	小麦粉を主たる原材料とする冷凍パン生地様食品
18/5/11	厚	農薬 シアゾファミド
18/5/11	厚	特定保健用食品 オーラルヘルスタブレット カルシウム&イソフラボン、イソフラボンみそ、大豆イソフラボン40
18/5/18	厚 農	動物用医薬品 エンロフロキサシン *
18/5/18	厚 農	動物用医薬品 エトキサゾールを主成分とする動物用殺虫剤
18/5/18	厚	遺伝子組換え食品等 L-グルタミン
18/6/8	厚 農	動物用医薬品 ドラメクチンを有効成分とする製造用原体(ドラメクチン)ならびに牛及び豚の注射剤(デクトマックス)
18/6/8	厚	特定保健用食品 ガイオ タガトース
18/6/15	農	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt10 及び関する措置
18/6/22	厚 農	動薬 d-クロプロステノールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ダルマジン)
18/6/22	農	動物用医薬品 鶏マレック病凍結生ワクチン(ポールバックMDcvi)
18/6/22	厚	特定保健用食品 ステイバランスRJ
18/7/20	農	動薬 イベルメクチンを有効成分とする牛の寄生虫駆除剤(アイボメットピカル)
18/7/27	厚	除草剤グルホシネート耐性ワタ LLCotton25 系統及びチョウ目害虫抵抗性ワタ15985 系統を掛け合わせた品種
18/8/10	厚	コエンザイムQ10 ※
18/8/24	厚	添加物 ヒドロキシプロピルメチルセルロース
18/8/31	厚 農	動物用医薬品 ウエストナイルウイルス感染症不活化ワクチン

注: \*印は耐性菌に関する評価を除く。※印は食品安全基本法第 24 条第 3 項に基づく意見聴取案件である。

### Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
18/9/21	厚	添加物 酢酸 $\alpha$ -トコフェロール( <i>d</i> 体及び <i>dl</i> 体に限る。)	
18/9/21	農	家畜等に給与するモネンシナトリウムによる薬剤耐性菌 ※	
18/10/12	厚	添加物 2-メチルブタノール	
18/10/19	厚	添加物 ネオテーム	
18/10/26	厚	農薬 ノバルロン <一部☆>	2
18/10/26	厚	農薬 フルベンジアミド	1
18/10/26	厚	農薬 ボスカリド <一部☆>	2
18/11/16	厚	農薬 ベンチアバリカルブイソプロピル	1
18/11/16	厚 農	動物用医薬品 鶏のトリニューモウイルス感染症生ワクチン(ノビリス TRT・1000)	2
18/11/16	厚 農	動物用医薬品 豚のアクチノバシラス・プルロニューモニエ感染症不活化ワクチン(ポーシリス APP、ポーシリス APP「IV」)	2
18/11/16	厚 農	動物用医薬品 豚オーエスキー病生ワクチン(スパキシシ オーエスキー フォルテ、スパキシシ オーエスキー フォルテ ME)	2
18/11/30	厚 農	動物用医薬品 イベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤(エクイバランゴールド) <一部☆>	3
18/11/30	厚 農	動物用医薬品イベルメクチン及びプラジクアンテルを有効成分とする馬の経口投与剤(エクイマックス) <一部☆>	3
18/11/30	厚 農	動物用医薬品 プラジクアンテルを有効成分とするすずき目魚類用寄生虫駆除剤(水産用ベネサール、ハダクリーン) 2 ※11/30の3剤合計で8案件	
18/12/7	厚	添加物 イソブタナール	1
18/12/7	厚	農薬 クロチアニジン <一部☆>	2
18/12/7	厚	農薬 ビフェナゼート <一部☆>	2
18/12/14	厚 農	動物用医薬品 フルニキシシメグルミン<一部☆>	3
18/12/14	厚 農	動物用医薬品 ケラチナーゼを有効成分とする洗浄剤(プリオザイム)	2
18/12/21	厚	農薬 アゾキシストロビン <一部☆>	3
18/12/21	厚	食品添加物公定書の改正に伴う「食品、添加物等の規格基準」の改正	1
19/1/18	厚 農	動物用医薬品 鶏マレック病(マレック病ウイルス1型・七面鳥ヘルペスウイルス)凍結生ワクチン(クリオマレック(RISPENS+HVT))	2
19/1/18	厚 農	動物用医薬品 鶏マレック病(マレック病ウイルス2型・七面鳥ヘルペスウイルス)凍結生ワクチン(2価MD生ワクチン(HVT+SB-1))	2
19/1/18	厚 農	動物用医薬品 豚伝染性胃腸炎・豚流行性下痢混合生ワクチン(日生研TGE・PED混合生ワクチン、スィムジェンTGE/PED)	2

注：※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

### Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
19/1/18	厚 農	動物用医薬品 豚オーエスキー病不活化ワクチン(“京都微研“豚オーエスキー病不活化ワクチン)	
19/1/18	厚 農	動物用医薬品 セフチオフルを有効成分とする牛及び豚の注射剤(エクセル注) ＜一部☆＞	2
19/1/18	厚	特定保健用食品 明治満足カルシウム	1
19/1/18	厚	特定保健用食品 カルシウム強化スキム	1
19/1/25	厚	添加物 次亜塩素酸水	
19/1/25	厚	遺伝子組換え食品等 L-バリン	
19/1/25	厚	遺伝子組換え食品等 L-ロイシン	
19/2/15	厚	遺伝子組換え食品等 ジェランガム K3B646	
19/2/22	厚	農薬 カズサホス	1
19/2/22	厚	特定保健用食品 キリン ブナハリ茸	
19/3/8	厚	器具・容器包装 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の改正(ポリエチレンテレフタレート)の追加)	
19/3/15	厚	清涼飲料水関連9品目 四塩化炭素、1,4-ジオキサン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、トランス-1,2-ジクロロエチレン、塩素酸、ジクロロアセトニトリル、抱水クロラル、塩素(残留塩素)	
19/3/15	厚	水道に供給される水の水質基準の設定(塩素酸)	
19/3/15	厚 農	飼料添加物 グルコン酸カルシウム、ギ酸カルシウム、二ギ酸カリウム	6
19/3/22	厚	添加物 ブタナール	
19/3/22	厚	農薬 クロルピリホス＜一部☆＞	3
19/3/22	厚 農	動薬 メロキシカムを主成分とする牛の注射剤(メタカム2%注射液)＜一部☆＞	3
19/3/22	厚 農	動物用医薬品 鳥インフルエンザ(油性アジュバント加)不活化ワクチン(鳥インフルエンザワクチン「北研」)	2
19/3/22	厚 農	動物用医薬品 豚パルボウイルス感染症・豚丹毒・豚レプトスピラ病(イクテロヘモラジー・カニコーラ・グリッポチフォーサ・ハージョ・ブラティスラーバ・ポモナ)混合(アジュバント・油性アジュバント加)不活化ワクチン(ファローシュアプラス B)	2
19/3/23	厚	動物用医薬品/飼料添加物 アボパルシン ☆	2
19/3/29	厚	遺伝子組換え食品等 SPEZYME FRED™(α-アミラーゼ)	1
19/3/29	厚	遺伝子組換え食品等 高リシントウモロコシLY038系統	1
19/4/5	厚	農薬 ジメトモルフ ＜一部☆＞	2
19/4/19	厚	農薬 シフルメトフェン	1
19/4/19	厚	農薬 フルフェノクスロン＜一部☆＞	2

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。



### Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
19/4/26	厚	農薬 フェンブコナゾール<一部☆>	2
19/5/10	厚	特定保健用食品 毎日コツコツふりかけ	1
19/5/10	厚	動物用医薬品 トルトラズリル☆、ニトロフラン類☆	2
19/5/10	厚	農薬 ビフェントリン<一部☆>	2
19/5/17	厚	農薬/動薬 アミトラズ ☆	2
19/5/17	農	動薬 アミトラズを有効成分とするみつばちの寄生虫駆除剤(アピバール)	1
19/5/17	厚 農	動薬 トリニューモウイルス感染症生ワクチン(ネモバック)、豚丹毒(酢酸トコフェロールアジュバント加)不活化ワクチン(ポーシリス ERY、ポーシリス ERY「IV」)	4
19/5/17	厚 農	動薬 リン酸チルミコシン液を有効成分とする牛の経口投与剤(ミコラル経口液、経口用ミコラル)<一部☆>	2
19/5/24	厚	農薬 ジクロトホス☆、シニドンエチル☆	2
19/5/31	厚	農薬 ウニコナゾールP<一部☆>、トルフェンピラド<一部☆>	4
19/5/31	厚	動薬 カナマイシン☆、パロモマイシン☆、ベンジルペニシリン☆、エチプロストントロメタミン☆	4
19/5/31	農	動薬 エチプロストントロメタミンを有効成分とする牛の注射剤(プロスタベツトC)及び豚の注射剤(プロスタベツトS)	1
19/6/7	厚	添加物 ポリソルベート類	4
19/6/7	農	遺伝子組換え飼料 高リシントウモロコシ LY038	1
19/6/14	厚	農薬 イミダクロプリド<一部☆>	2
19/6/21	厚	農薬 フェンヘキサミド<一部☆>	2
19/6/28	厚	農薬 スピロメシフェン<一部☆>	2
19/6/28	厚 農	動薬 マレック病・鶏痘混合生ワクチン(日生研イノボMD2価・FPワクチン)	2
19/7/5	厚	農薬 テブコナゾール<一部☆>	2
19/7/12	厚	遺伝子組換え食品 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 6275 系統(食品)、プロテアーゼ	2
19/7/19	厚	農薬 メタアルデヒド<一部☆>	2
19/7/19	農	遺伝子組換え飼料 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ 6275 系統(飼料)	1
19/7/26	厚	添加物 ケイ酸カルシウム	1
19/7/26	厚	農薬/動薬 ジノテフラン	2
19/7/26	農	動薬 ジノテフランを有効成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤(フラッシュベイト、エコスピード)	1
19/8/2	厚	農薬 ピラクロニル、ピリプロキシフェン<一部☆>	4
19/8/2	厚	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統	1
19/8/2	厚	特定保健用食品 おなか納豆	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく意見聴取案件である。

### Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
19/8/9	厚	農薬 クミロン<一部☆>、ペノキススラム<一部☆>	4
19/8/9	厚 農	動薬 マルボフロキサシン ☆、マルボフロキサシンを有効成分とする牛及び豚の注射剤(マルボシル2%、同10%)*	1
19/8/9	農	遺伝子組換え飼料 コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシMIR604	1
19/8/23	厚	添加物 L-アスコルビン酸カルシウム	1
19/8/23	厚	農薬 シメコナゾール<一部☆>、フルリドン☆	3
19/8/30	厚	農薬 キノキシフェン☆	1
19/8/30	厚 農	動薬 フロルフェニコール<一部☆>、フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(ニューフローール)*、フロルフェニコールを有効成分とする牛の注射剤(フロロコール200注射液)及び豚の注射剤(フロロコール100注射液)*	3
19/9/6	厚	農薬 ニトラピリン☆、シアゾファミド、ノバルロン	3
19/9/6	厚 農	動薬 豚繁殖・呼吸障害症候群生ワクチン(インゲルバックPRRS生ワクチン)	2
19/9/6	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統	1
19/9/13	厚	農薬 アメトリン ☆	1
19/9/13	農	遺伝子組換え飼料 チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統	1
19/9/20	厚	農薬 フルオピコリド	1
19/9/20	厚 農	動薬 豚オーエスキー病(gl-,tk-)生ワクチン(ポーシリス Begonia DF・10、ポーシリス Begonia DF・50)、鶏貧血ウイルス感染症生ワクチン(ノビリス CAV P4)、ヒアルロン酸ナトリウム及びヒアルロン酸ナトリウムを有効成分とする馬の注射剤(ハイオネート)	6
19/9/20	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統を掛け合わせた品種、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種	4
19/9/27	厚	農薬 クロルフェナピル<一部☆>	2
19/9/27	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート耐性ダイズ MON89788 系統	1
19/10/4	厚	農薬 ペンチオピラド	1
19/10/4	厚 農	動薬 α溶血性レンサ球菌症・類結節症混合・(油性アジュバント加)不活化ワクチン(ノルバックス 類結/レンサ Oil)、チアンフェニコール<一部☆>、チアンフェニコールを有効成分とする牛及び豚の注射剤(ネオマイゾン注射液及びバシット注射液)*	5

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。\*印は耐性菌に関する評価を除く。

### Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
19/10/4	農	プリオン 豚由来たん白質等の飼料利用に係る食品健康影響評価について	1
19/10/4	農	遺伝子組換え飼料 除草剤グリホサート耐性ダイズ MON89788 系統	1
19/10/11	厚	農薬 オキサジアルギル、ビフェナゼート、ピリダリル<一部☆>、メコナゾール	5
19/10/18	厚	農薬 クロマフェノジド<一部☆>、メキシフェノジド<一部☆>	4
19/10/25	厚	農薬 アミスルブロム、チアジニル<一部☆>	3
19/10/25	厚	遺伝子組換え食品等 高リシントウモロコシ LY038 系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON810 系統を掛け合わせた品種	1
19/11/1	厚	添加物 水酸化マグネシウム	1
19/11/8	厚	農薬 ダイムロン、テブフェノジド<一部☆>	4
19/11/15	厚	農薬 アゾキシストロビン	1
19/11/29	厚	添加物 加工デンブ(アセチル化アジピン酸架橋デンブ、アセチル化リン酸架橋デンブ、アセチル化酸化デンブ、オクテニルコハク酸デンブナトリウム、酢酸デンブ、酸化デンブ、ヒドロキシプロピルデンブ、ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンブ、リン酸モノエステル化リン酸架橋デンブ、リン酸化デンブ及びリン酸架橋デンブに限る。)	11
19/11/29	厚	農薬/動薬 シロマジン<一部☆>	4
19/11/29	農	動薬 シロマジンを有効成分とする鶏の飼料添加剤(ラバーデックス1%)	1
19/12/13	厚	農薬 カルプロバミド<一部☆>、チオベンカルブ<一部☆>	5
19/12/13	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統と除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統とを掛け合わせた品種、チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ NK603 系統とを掛け合わせた品種	2
19/12/13	厚	特定保健用食品 明治リカルデント <sup>TM</sup> ミルク	1
19/12/20	厚	農薬 イミベンコナゾール☆、ピラフルフェンエチル<一部☆>、フルトラニル<一部☆>	6
19/12/20	厚	動薬 セフォペラゾン☆	1
19/12/20	厚	遺伝子組換え食品等 PHE-No.1 株を利用して生産された L-フェニルアラニン	1
19/12/20	厚	特定保健用食品 モーニングバランス	1
20/1/10	厚	農薬 インダノファン、ジチオピル<一部☆>、プロモブチド<一部☆>	5
20/1/10	厚	動薬 グリチルリチン酸モノアンモニウム、グリチルリチン酸モノアンモニウムを有効成分とする牛の乳房注入剤(マストリチン)	2
20/1/10	厚	動薬 孵化を目的としたニシン目魚類のブロノポールを有効成分とする魚卵用消毒剤1	1
20/1/10	厚 農	動薬 豚サーコウイルス(2型・組換え型)感染症(カルボキシビニルポリマーアジュバント加)不活化ワクチン(インゲルバック サーコフレックス)	2

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

### Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
20/1/10	厚	遺伝子組換え食品等 GR-No.1 株により生産されたグアノシンを原料として製造された5'-リボヌクレオチド二ナトリウム(5'-イノシン酸二ナトリウム及び5'-グアニル酸二ナトリウムの混合物)	1
20/1/17	厚	農薬 エスプロカルブ、シエノピラフェン、シラフルオフェン<一部☆>、ピリフタリド☆	6
20/1/24	厚	動薬/飼料添加物 コリスチン☆	2
20/1/31	厚	添加物 ナイシン	1
20/1/31	厚	農薬 フルベンジアミド	1
20/2/21	厚	農薬/動薬 エトキサゾール ☆	1
20/2/21	厚	農薬 カフェンストロール	2
20/2/28	厚	農薬 エチプロール<一部☆>、クロチアニジン	3
20/2/28	厚	農薬/動薬 イソプロチオラン<一部☆>	3
20/3/13	厚	添加物 L-グルタミン酸アンモニウム	1
20/3/13	厚	農薬 ジメトモルフ、ベンゾビスクロン☆、ベンチアバリカルブイソプロピル、メフェナセツト	5
20/3/13	厚	動薬 プロチゾラム ☆	1
20/3/13	農	動薬 プロチゾラムを有効成分とする牛の注射剤(メデランチル)	1
20/3/27	厚	添加物 バレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド	2
20/3/27	厚	農薬 オリサストロビン	1
20/3/27	厚 農	動薬 鶏サルモネラ症(サルモネラ・エンテリティディス・サルモネラ・ティフィリウム)(アジュバント加)不活化ワクチン(”京都微研”ポールセーバーSE/ST)	2
20/3/27	厚	動薬 ピルリマイシン	1
20/4/3	厚	農薬 インドキサカルブ<一部☆>、チアメキサム<一部☆>	4
20/4/10	厚	動薬 ベンゾカイン☆	1
20/4/10	厚 農	動薬 豚サーコウイルス(2型)感染症不活化ワクチン(油性アジュバント加懸濁用液)(サーコバック)	2
20/4/17	厚	動薬 トルトラズリル	1
20/4/17	厚	清涼飲料水関連 1,1,2-トリクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、メチル-セブチルエーテル、ホルムアルデヒド、銅	5
20/4/24	厚	農薬 フェンアミドン<一部☆>、ベンフレセート	3
20/4/24	農	動薬 フルニキシメグルミンを有効成分とする牛の注射剤(フォーベット 50 注射液)	1
20/5/1	厚	農薬 メタミドホス☆	1
20/5/8	農	動薬 塩酸ピルリマイシンを有効成分とする乳房注入剤(ピルスー)*	1
20/5/15	厚	農薬 ジクロルミド☆、ハロスルフロメチル<一部☆>、プロプロフェジン<一部☆>	6

注: ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。\*印は耐性菌に関する評価を除く。

### Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
20/5/15	厚	遺伝子組換え食品等 WSH 株を利用して生産された L-セリン	1
20/5/22	厚 農	動薬 豚オーエスキー病( g I - , t k - )生ワクチン(ポーシリス Begonia IDAL・10、ポーシリス Begonia IDAL・50 )	2
20/5/22	厚	動薬 dl-クロプロステノール、バルネムリン☆	2
20/5/22	農	動薬 ふぐ目魚類用フェバンテルを有効成分とする寄生虫駆除剤(マリンバンテル)の再審査	1
20/5/29	厚	水道により供給される水の水質基準の改正 1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン(シス体及びトランス体)	2
20/6/4	厚	動薬 リファキシミン☆	1
20/6/4	厚 農	動薬 マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症(6/85 株)生ワクチン(ノビリス MG6/85)の再審査、マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症(G210 株)生ワクチン(”京都微研”ポールセーバーMG)の再審査、マイコプラズマ・ガリセプチカム感染症凍結生ワクチン(MG 生ワクチン(NBI)、トリレオウイルス感染症生ワクチン(ノビリス Reo 1133)の再審査	8
20/6/4	農	動薬 トルトラズリルを有効成分とする牛及び豚の強制経口投与剤(牛用バイコックス、豚用バイコックス)	1
20/6/19	厚	添加物 亜塩素酸水	1
20/6/19	厚	清涼飲料水関連 亜塩素酸、二酸化塩素	2
20/6/19	厚	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質(動薬/飼料添加物) アスכולビン酸☆	2
20/6/19	農	飼料添加物 L-アスכולビン酸ナトリウム	1
20/6/26	厚 農	飼料添加物 タウリン、飼料添加物アスタキサンチン、カンタキサンチン、dl-α-トコフェロールの製剤の賦形物質とするリグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウム	3
20/7/3	厚	農薬 カズサホス、フェンブコナゾール、フロニカミド	3
20/7/3	厚	汚染物質 食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保	1
20/7/10	厚	添加物 ステアロイル乳酸ナトリウム	1
20/7/17	厚	農薬 フルセトスルフロン、マンジプロパミド	2
20/7/24	厚	農薬 1-ナフタレン酢酸<一部☆>	2
20/7/24	厚	農薬/動物用医薬品 オキシソニック酸<一部☆>	3
20/7/24	厚 農	動薬 プロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム及び酸化マグネシウムを有効成分とする牛の強制経口投与剤(カルチャージ)、プロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム、酸化マグネシウム	5
20/7/31	厚	添加物 2,3-ジメチルピラジン、2,5-ジメチルピラジン、2,6-ジメチルピラジン	3
20/7/31	農	農薬 トリフロキシストロピン<一部☆>	2

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第 2 項に基づく意見聴取案件である。

### Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
20/8/7	厚 農	動薬 ミロサマイシン<一部☆>、ミロサマイシンを有効成分とする豚の注射剤(マイブラビン注 100)、ミロサマイシンを有効成分とするみつばちの飼料添加剤(みつばち用アピテン)の再審査	4
20/8/7	厚	遺伝子組換え食品等 <i>Streptomyces violaceoruber</i> (pNAG)株を利用して生産されたキチナーゼ	1
20/8/21	厚	農薬 オキサジクロメホン<一部☆>、ゾキサミド☆	3
20/8/28	厚	農薬 アセタミプリド☆、チアゾピル☆、メタフルミゾン	3
20/9/4	厚	農薬 トリルフルアニド<一部☆>、プロポキシカルバジン☆	3
20/9/11	厚	農薬 アセキノシル<一部☆>、ピリプチカルブ	4
20/9/11	厚	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604(食品)	1
20/9/25	厚	農薬 オキサジアゾン<一部☆>、カルボキシ☆	3
20/9/25	厚	清涼飲料水関連 カドミウム	1
20/9/25	厚 農	遺伝子組換え食品等 コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604(飼料)、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統を掛け合わせた品種(食品)、コウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種(食品)、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ Bt11 系統とコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MIR604 系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシ GA21 系統を掛け合わせた品種(食品)	4
20/10/2	農	家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条第1項の規定に基づき、家畜伝染病予防法施行令(昭和28年政令第235号)第1条の高病原性鳥インフルエンザの対象家畜としてきじ、だちょう及びほろほろ鳥を追加すること※	1
20/10/2	厚	農薬 クロフェンセット☆、フルフェンピルエチル☆	2
20/10/9	厚	農薬 クロラントラニプロール、ピリプロキシフェン、プレチラクロール	4
20/10/16	厚	農薬 フルアクリピリム☆、ペンシクロン<一部☆>	4
20/10/23	厚	遺伝子組換え食品等 チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統とトウモロコシ 1507 系統と除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B.t. Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7 系統からなる組合せの全ての掛け合わせ品種(既に安全性審査を経た旨の公表を行った次の2品種は除く・チョウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON89034 系統と除草剤グリホサート耐性及びコウチュウ目害虫抵抗性トウモロコシ MON88017 系統とを掛け合わせた品種・トウモロコシ 1507 系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ B.t. Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7 系統とを掛け合わせた品種)	1

注: ※印は食品安全基本法第24条第3項に基づく意見聴取案件である。☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。

### Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
20/11/6	厚	清涼飲料水関連 ベンゼン、1,2-ジクロロエタン、臭素酸、トリクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トルエン	7
20/11/13	厚	農薬 イミシアホス、フェリムゾン<一部☆>	3
20/11/20	厚	添加物 ソルビン酸カルシウム	1
20/11/20	厚	農薬 ピラスルホトール	1
20/11/27	厚	添加物 2-エチルピラジン、2-メチルピラジン	2
20/11/27	厚	農薬 EPN、フェノキサニル	3
20/11/27	厚	遺伝子組換え食品等 HIS-No.1 株を利用して生産されたL-ヒスチジン塩酸塩	1
20/12/4	厚	農薬 フェントラザミド、ヨウ化メチル	2
20/12/11	厚	農薬 ジクロスラム☆、ヘキサジノン☆	2
20/12/18	厚	農薬 ジクロシメット、メフェンピルジエチル☆	2
20/12/18	厚 農	動薬 オメプラゾール、オメプラゾールを有効成分とする馬の強制経口投与剤(ガストロガード)、イミドカルブ☆、セフキノム☆、硫酸セフキノムを有効成分とする牛の注射剤(コバクタン/セファガード)の再審査*	5
21/1/8	厚	農薬 クロロエトキシホス☆、プロヒドロジャスモン、プロファム☆	3
21/1/15	厚	農薬 スピネトラム、トリブホス☆	2
21/1/22	厚	添加物 2-ペンタノール、2-メチルブチルアルデヒド	2
21/1/22	厚	農薬 ルフェヌロン<一部☆>	2
21/1/22	厚 農	動薬 鶏脳脊髄炎・鶏痘混合生ワクチン(ノビリス AE+POX)、鶏伝染性気管支炎(AK01株)生ワクチン(アビテクトIB/AK)、塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤(酢酸リンゲル-V 注射液)、塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム、酢酸ナトリウム	9
21/1/29	厚 農	動薬 豚パルボウイルス(油性アジュバント加)不活化ワクチン(パルボテック)	2
21/2/5	厚	農薬 ノバルロン、メタアルデヒド	2
21/2/12	厚	農薬 ブタミホス<一部☆>	3
21/2/12	厚	遺伝子組換え食品等 ILE-No. 1株を利用して生産されたL-イソロイシン	1
21/2/19	厚	農薬 テフリルトリオン	1
21/2/19	厚	動薬 ラフォキサニド☆	1
21/2/19	厚	人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質(動薬/飼料添加物) タウリン	2
21/2/26	厚 農	動薬 エプリノメクチン<一部☆>、エプリノメクチンを有効成分とする牛の内部寄生虫及び外部寄生虫駆除剤(エプリネックス トピカル)	3

注：☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第24条第2項に基づく意見聴取案件である。\*印は耐性菌に関する評価を除く。

### Ⅲ 食品安全委員会において既に食品健康影響評価を終了したもの(続き)

通知日	通知先	食品健康影響評価の対象	
21/2/26	厚	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ DP-356043-5(食品)	1
21/3/5	厚	農薬 メタラキシル及びメフェノキサム<一部☆>	3
21/3/5	厚	動薬 オキシベンダゾール☆	1
21/3/5	農	遺伝子組換え食品等 除草剤グリホサート及びアセト乳酸合成酵素阻害剤耐性ダイズ DP-356043-5(飼料)	1
21/3/12	厚	農薬 シメコナゾール	1
21/3/19	厚	農薬 トリフルスルフロンメチル☆、ピラクロストロビン、ボスカリド	3
21/3/19	厚	かび毒 総アフラトキシン(アフラトキシン B <sub>1</sub> , B <sub>2</sub> , G <sub>1</sub> 及び G <sub>2</sub> )	1
21/3/26	厚	農薬 プリミスルフロンメチル☆、メソトリオン<一部☆>、レピメクチン	4
21/3/26	厚	動薬 テルデカマイシン☆	1
21/3/26	厚	飼料添加物 デストマイシンA☆	1

注： ☆印は、ポジティブリスト制度に伴う食品安全基本法第 24 条第2項に基づく意見聴取案件である。\*印は耐性菌に関する評価を除く。



#### IV その他

通知日	通知先	件名
16/1/30	厚農環	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準 遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方
16/3/18	農	普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方
16/3/25	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準
16/5/6	厚農環	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方
16/8/5	厚農	特定保健用食品の安全性評価に関する基本的考え方
16/9/30	農	家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針
17/4/28	厚農環	遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方
19/9/13	厚農	食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針(暫定版)
20/6/26	厚農環	遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準

## 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度について

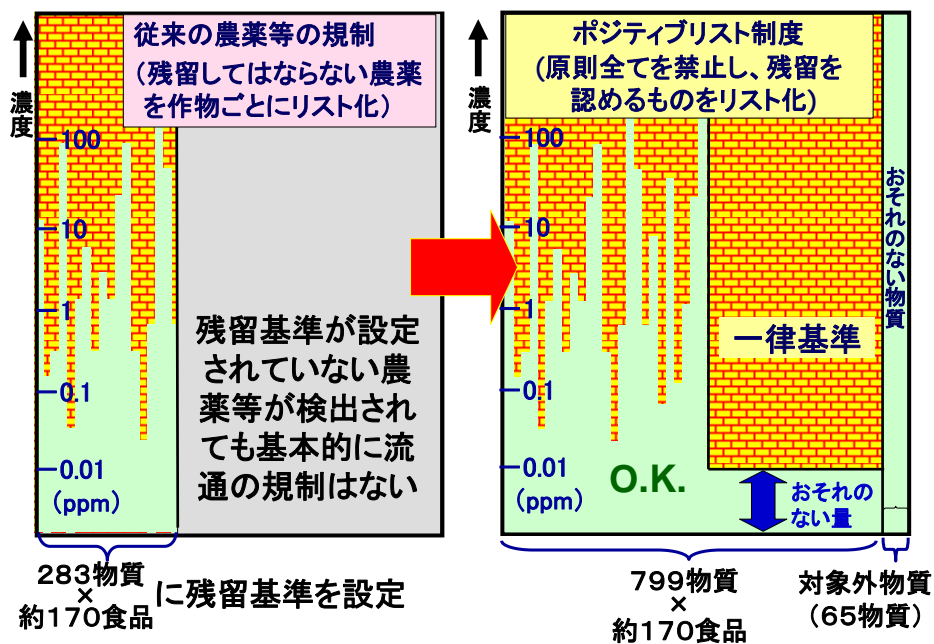
### (1) 経緯

平成15年に食品衛生法が改正され、食品中に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物（以下「農薬等」という。）が一定の量（人の健康を損なうおそれのない量）を超えて残留する食品の流通を原則禁止とする制度、すなわちポジティブリスト制度が導入され、平成18年5月29日から施行された。

従前の食品衛生法の規制は、限られた農薬等について残留基準を設定し、それを超えた食品の流通・販売等を禁止するというネガティブリスト制度であり、残留基準が設定されていない農薬等が食品から検出されても、その食品の販売等を禁止するなどの措置を行うことが困難であった。

ポジティブリスト制度では、現在、世界的に使用されている799の農薬等について残留基準を設定し、それらの農薬等が基準を超えて食品中に残留する場合、その流通を制限することが可能となった。

### ○ポジティブリスト制度導入の概念図

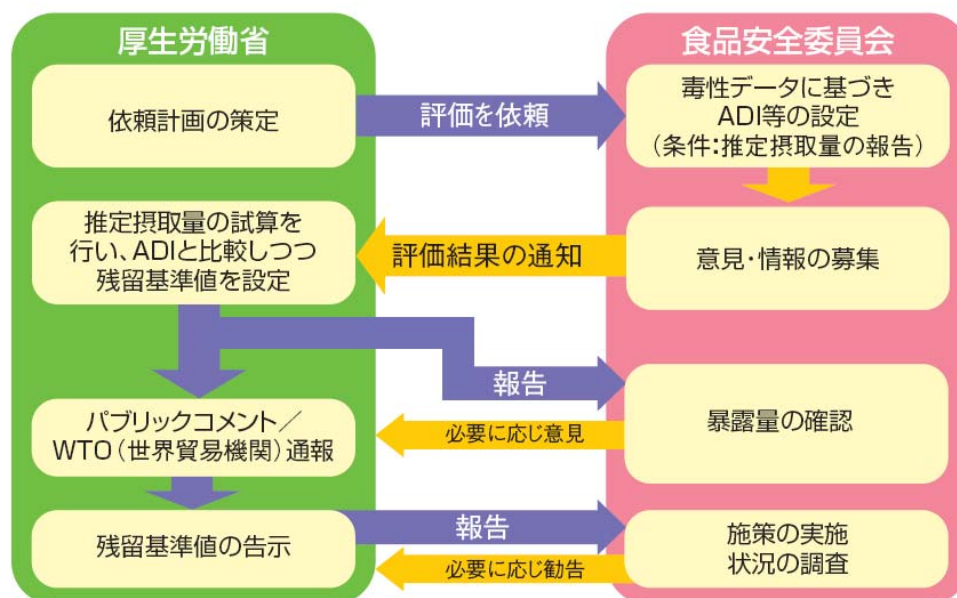


## (2) 食品安全委員会の役割

本来、農薬等の残留基準は、厚生労働省からの評価基準に基づき、まず食品安全委員会が食品健康影響評価（以下「リスク評価」という。）を実施して一日摂取許容量（ADI）を設定し、これに基づいて厚生労働省が残留基準値を設定するという順序になっているが、ポジティブリスト制度の導入に当たっては、食品安全基本法に定める「人の健康に悪影響が及ぶことを防止するために緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき」に該当するとの判断から、ポジティブリスト制度の導入に際し、先に厚生労働省がいわゆる暫定基準を設定し、事後に食品安全委員会がポジティブリスト制度の対象となる農薬等のリスク評価を行い、厚生労働省はその評価に基づき改めて残留基準値を設定することとされた。

本制度の導入に伴い、厚生労働省は平成 18 年度から 5 年間を目途に 758 農薬等のリスク評価を食品安全委員会に依頼することとしている。

### ○ポジティブリスト制度対象農薬の審議フロー



(参考)農薬キノキシフェン（抗菌剤）のすいかの残留基準値設定の例

農薬キノキシフェンについては、ポジティブリスト制度導入後、すいかの残

留基準値として 0.3 ppm の暫定基準が設定されていた（国内における A D I の設定はされていなかった）。

厚生労働省は、平成 18 年 12 月に食品安全委員会に対し当該農薬のリスク評価の要請を行い、食品安全委員会においては農薬専門調査会の審議を経て、ADI を設定し、平成 19 年 8 月に厚生労働省に評価結果を通知した。

この A D I と外国の基準値を参考にし、厚生労働省においては、農薬キノキシフェンのすいかの残留基準値を 0.08 ppm に改正（アメリカにおける残留基準値をそのまま採用）し、平成 20 年 1 月に告示した（平成 20 年 7 月 24 日から適用）。

#### ○758 農薬等の内訳

分類	物質数
農薬	5 1 6
動物用医薬品	1 9 2
飼料添加物	3
農薬及び動物用医薬品	3 1
動物用医薬品及び飼料添加物	1 5
農薬及び飼料添加物	1

## 平成20年度食品健康影響評価技術研究採択課題

研究領域		
研究課題	主任研究者	所属組織
①食品中の化学物質の健康影響評価手法に関する研究領域		
・日本人小児の鉛曝露とその健康リスクに関する研究	吉永淳	東京大学
・日本人の生体試料を用いた鉛・カドミウム等有害元素摂取量の全国レベルでの推定	池田正之	(財)京都工場保健会
・メチル水銀の継続的負荷による毛髪/血液水銀濃度比の個体差の解明	佐藤洋	東北大学
②食品に起因する有害微生物等のリスク評価法に関する研究領域		
・プリオン遺伝子ホモノックアウト牛の特性に関する研究	吉川泰弘	東京大学
・定量的リスク評価の有効な実践と活用のための数理解析技術の開発に関する研究	春日文字子	国立医薬品食品衛生研究所
・農場における鶏の食中毒汚染による食中毒発生に関するリスク評価法の確立	中村政幸	北里大学
③新開発食品等の健康影響評価手法に関する研究領域		
・受容体結合測定法を応用した新食品等の健康影響評価法の開発と応用	山田静雄	静岡県立大学
④リスクコミュニケーションの推進に関する研究領域		
・食品健康被害に伴う社会的過剰反応の確認、予測手法の確立とこれを最小限に抑えるためのリスクコミュニケーション手法の確立	今村知明	奈良県立医科大学

## 平成 19 年度食品健康影響評価技術研究の中間評価一覧

&lt;平成 18 年度採択課題 (7 課題) &gt;

研究領域		
研究課題	評価結果	
主任研究者	所属組織	
①化学物質の定量的毒性評価法に関する研究領域		
・メチル水銀とダイオキシンの複合曝露による次世代の高次脳機能のリスク評価手法	継続	
遠山千春	東京大学	
・一般集団およびハイリスク集団への食品中有害物質の曝露評価手法の開発	継続	
香山不二雄	自治医科大学	
②食品に起因する v C J D のリスク評価のための効果的 B S E サーベイランス手法の開発に関する研究領域		
・BSEのリスク評価とサーベイランスの効果的手法の研究：北海道の場合	継続	
門平陸代	帯広畜産大学	
・vCJDリスク評価のための効果的BSEサーベイランス手法に関する研究	継続	
山本茂貴	国立医薬品食品衛生研究所	
③食品に起因する病原微生物のリスク評価法に関する研究領域		
・非加熱喫食食品から検出されるリステリア・モノサイトゲネスのリスク評価に関する研究	継続	
藤井建夫	東京海洋大学	
・生食用カキに起因するノロウイルスリスク評価に関する研究	継続	
西尾治	国立感染症研究所	
④健康食品等の安全性評価法に関する研究領域		
・いわゆる新開発食品等の安全性評価法の開発に資する生体反応メカニズム研究	継続	
菅野純	国立医薬品食品衛生研究所	

<平成19年度採択課題（9課題）>

研究領域		
研究課題		評価結果
主任研究者	所属組織	
①食品中の化学物質の健康影響評価手法に関する研究領域		
・遺伝子多型ラットを用いたペルオキシソーム増殖剤のヒト発がんリスクの評価法の開発		継続
土田成紀	弘前大学	
・ヒト肝組織を用いたアクリルアミドの変異原性の評価とその関連遺伝子の解析		継続
笹野公伸	東北大学	
・化学物質による肝肥大誘導機序の解析を基盤とした肝発がんリスク評価系の構築		継続
出川雅邦	静岡県立大学	
・毒性データの不確実性とヒトへの外挿法に関する研究		継続
長谷川隆一	国立医薬品食品衛生研究所	
②食品に起因する病原微生物等（プリオン、薬剤耐性菌を含む）のリスク評価法に関する研究領域		
・予測微生物学的解析手法を用いた微生物学的リスク評価システムの開発		継続
小関成樹	(独) 農業・食品産業技術総合研究機構 食品総合研究所	
・腸管出血性大腸菌の牛肉を介したリスクに及ぼす要因についての解析		継続
工藤由起子	国立医薬品食品衛生研究所	
・食用動物からヒトに至る薬剤耐性遺伝子の伝播の解明と評価手法の開発		継続
青木宙	東京海洋大学	
③新開発食品の健康影響評価手法に関する研究領域		
・遺伝子組換え食品等のアレルギー性・腸管免疫影響のインビトロ評価系の開発		継続
手島玲子	国立医薬品食品衛生研究所	
④リスクコミュニケーションの推進に関する研究領域		
・効果的リスクコミュニケーションのための学際的人材育成システムの構築		中止
小泉望	大阪府立大学	

平成 19 年度終了食品健康影響評価技術研究の事後評価一覧

<平成 17 年度採択課題（8 課題）>

研究領域		評価結果
研究課題		
	主任研究者   所属組織	
①化学物質の発がんリスクの評価法に関する研究領域		
・環境化学物質の発がん性・遺伝毒性に関する検索法の確立と閾値の検討		目標を達成した。
津田洋幸   名古屋市立大学		
②食品の容器包装・器具のリスク評価法に関する研究領域		
・器具・容器包装に用いられる合成樹脂のリスク評価法に関する研究		目標以上の結果が得られた。
広瀬明彦   国立医薬品食品衛生研究所		
③プリオンに起因するリスクの評価法に関する研究領域		
・BSEにおける脊柱・筋肉内神経組織のリスク評価と経口摂取βシート蛋白の体内動態		概ね、目標を達成した。
小野寺節   東京大学		
④微生物・ウイルスの定量的リスク評価及び薬剤耐性菌のリスク評価に関する研究領域		
・多剤耐性サルモネラの食品を介した健康被害のリスク評価に関する研究		概ね、目標を達成した。
牧野壮一   帯広畜産大学		
⑤タンパク質等食品成分のアレルギー発現性の評価法に関する研究領域		
・免疫細胞生物学的・構造生物学的手法を用いた食品成分のアレルギー発現性評価法の研究		目標を達成した。
八村敏志   東京大学		
⑥食品に関連するリスクの定量的評価法に関する研究領域		
・定量的リスク評価に応用可能な手法の探索、分析及び開発に関する研究		概ね、目標を達成した。
春日文字   国立医薬品食品衛生研究所		
⑦食品安全分野のリスクコミュニケーションの手法等に関する研究領域		
・効果的な食品安全のリスクコミュニケーションのあり方に関する研究		目標を達成した。
関澤純   徳島大学		
・食品災禍時のリスクコミュニケーションの実態調査（風評被害を含む）及び災禍の性格分類		概ね、目標を達成した。
今村知明   東京大学		



<平成18年度採択課題（1課題）>

研究領域	
研究課題	評価結果
リスクコミュニケーションの情報提示方法、言語表現等に関する研究領域	
・双方向情報交換実験によるIT活用型リスクコミュニケーション手法に関する研究	概ね、目標を達成した。
中嶋康博	東京大学

## 平成 21 年度食品健康影響評価技術研究の研究領域一覧

研究領域
期待できる研究成果等
キーワード
①食品中の化学物質等の健康影響評価手法に関する研究領域
国際的な技術的動向を踏まえ、食品中の化学物質等の健康影響評価の効率化 ・高度化に資するものであって、以下のような研究成果が期待できるものであること。
合理的な安全係数を設定するための動物種差、ヒトの個人差を考慮した薬物動態の解析による新たな健康影響評価手法の開発 in vitro 実験、動物試験代替法、生体試料を用いた暴露評価手法
胎児期、発達期の暴露による健康影響評価手法の開発 発達障害、中枢・末梢神経機能、生殖機能、代謝・内分泌調節機能
低用量暴露における健康影響評価手法の開発 ビスフェノール A 等、毒性試験、疫学調査
②食品に起因するかび毒・自然毒、有害微生物等の健康影響評価手法に関する研究領域
食品に起因するかび毒・自然毒、有害微生物等の健康影響評価の効率的・効果的な実施に資するものであって、以下のような研究成果が期待できるものであること。
動植物由来微生物、微生物の特性、測定法、疫学調査
かび毒・自然毒の発生要因の解析、摂取形態、暴露データ収集等による健康影響評価手法の開発
有害微生物等の特性解析と健康影響評価手法の開発
③新たな危害要因の予測や新しい健康影響評価手法に関する研究領域
新たな危害要因の予測や新しい健康影響評価手法の開発に資するものであること。
輸入食品中の汚染物質、メラミン等、ナノテクノロジー応用食品、照射食品、遺伝子組換え食品等
④リスクコミュニケーションの推進に関する研究領域
リスクコミュニケーションの対象（地域性、年齢、職種等）を考慮した介入試験による効果分析手法の開発に資するものであること。
情報提供手法、副教材・教育資料等

## 平成20年度食品健康影響評価技術研究の中間評価一覧

&lt;平成19年度採択課題（8課題）&gt;

研究領域		
研究課題	評価結果	
主任研究者	所属組織	
①食品中の化学物質の健康影響評価手法に関する研究領域		
・遺伝子多型ラットを用いたペルオキシソーム増殖剤のヒト発がんリスクの評価法の開発	継続	
土田成紀	弘前大学	
・ヒト肝組織を用いたアクリルアミドの変異原性の評価とその関連遺伝子の解析	継続	
笹野公伸	東北大学	
・化学物質による肝肥大誘導機序の解析を基盤とした肝発がんリスク評価系の構築	継続	
出川雅邦	静岡県立大学	
・毒性データの不確実性とヒトへの外挿法に関する研究	継続	
長谷川隆一	国立医薬品食品衛生研究所	
②食品に起因する病原微生物等（プリオン、薬剤耐性菌を含む）のリスク評価法に関する研究領域		
・予測微生物学的解析手法を用いた微生物学的リスク評価システムの開発	継続	
小関成樹	（独）農業・食品産業技術総合研究機構 食品総合研究所	
・腸管出血性大腸菌の牛肉を介したリスクに及ぼす要因についての解析	継続	
工藤由起子	国立医薬品食品衛生研究所	
・食用動物からヒトに至る薬剤耐性遺伝子の伝播の解明と評価手法の開発	継続	
青木宙	東京海洋大学	
③新開発食品の健康影響評価手法に関する研究領域		
・遺伝子組換え食品等のアレルギー性・腸管免疫影響のインビトロ評価系の開発	継続	
手島玲子	国立医薬品食品衛生研究所	

<平成20年度採択課題（8課題）>

研究領域		
研究課題		評価結果
主任研究者	所属組織	
①食品中の化学物質の健康影響評価手法に関する研究領域		
・日本人小児の鉛曝露とその健康リスクに関する研究		継続
吉永淳	東京大学	
・日本人の生体試料を用いた鉛・カドミウム等有害元素摂取量の全国レベルでの推定		継続
池田正之	(財) 京都工場保健会	
・メチル水銀の継続的負荷による毛髪／血液水銀濃度比の個体差の解明		継続
佐藤洋	東北大学	
②食品に起因する有害微生物等のリスク評価法に関する研究領域		
・プリオン遺伝子ホモノックアウト牛の特性に関する研究		継続
吉川泰弘	東京大学	
・定量的リスク評価の有効な実践と活用のための数理解析技術の開発に関する研究		継続
春日文字	国立医薬品食品衛生研究所	
・農場における鶏の食中毒汚染による食中毒発生に関するリスク評価法の確立		継続
中村政幸	北里大学	
③新開発食品の健康影響評価手法に関する研究領域		
・受容体結合測定法を応用した新食品等の健康影響評価法の開発と応用		継続
山田静雄	静岡県立大学	
④リスクコミュニケーションの推進に関する研究領域		
・食品健康被害に伴う社会的過剰反応の確認、予測手法の確立とこれを最小限に抑えるためのリスクコミュニケーション手法の確立		継続
今村知明	奈良県立医科大学	

## 平成20年度 意見交換会開催状況

No	開催日	会議名	開催地 参加人数	団体と連携 地方公共	関係府省 と連携
1	5月19日	体細胞クローン家畜由来食品に関する説明会 「体細胞クローン技術を用いた家畜に由来する食品について」 鈴木 章記(厚生労働省食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室バイオ食品専門官) 「我が国における体細胞クローン家畜の研究開発の現状について」 渡邊 伸也(独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構畜産草地研究所 高度繁殖技術研究チーム上席研究員) 「クローン牛の食品としての安全性の研究(厚生労働科学研究平成11年度～平成14年度)」 熊谷 進(東京大学大学院農学生命科学研究科教授)	東京都 149名		○
2	5月20日	遺伝子組換え微生物を利用した食品の安全性評価基準案に関する意見交換会 「微生物と食品、そして遺伝子組換え技術について」 正木 春彦(東京大学大学院農学生命科学研究科応用生命工学専攻分子育種学研究室教授) 「遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準案作成の経緯」 澤田 純一(食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会座長) 「遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準案の概要」 五十君 静信(食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会専門委員)	東京都 58名		
3	5月23日	体細胞クローン家畜由来食品に関する説明会 「体細胞クローン技術を用いた家畜に由来する食品について」 鈴木 章記(厚生労働省食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室バイオ食品専門官) 「我が国における体細胞クローン家畜の研究開発の現状について」 渡邊 伸也(独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構畜産草地研究所 高度繁殖技術研究チーム上席研究員) 「クローン牛の食品としての安全性の研究(厚生労働科学研究平成11年度～平成14年度)」 熊谷 進(東京大学大学院農学生命科学研究科教授)	大阪府 141名		○
4	6月13日	食品に関するリスクコミュニケーションー食品からのカドミウム摂取に関するリスク評価に ついてー	大阪府 45名		○
5	6月18日	「食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保について」 香山 不二雄(食品安全委員会化学物質・汚染物質専門調査会専門委員)	東京都 65名		○
6	6月30日	食品に関するリスクコミュニケーション(栃木)ーみんなで話そう！食の安全ー 参加者がグループに分かれディスカッションを実施	栃木県、 宇都宮市 52名	○	
7	7月25日	食品に関するリスクコミュニケーションー添加物のリスク評価と動物実験ー 「添加物についてのリスク評価の考え方と実際」 福島 昭治(食品安全委員会添加物専門調査会座長) 「ラットとマウスは『小さな人間』ではない！：動物実験に基づくリスク評価」 サミュエル・M. コーエン(ネブラスカ大学メディカルセンター病理学・微生物学教授)	東京都 106名		
8	8月27日	食品安全フォーラムinとやま<富山県> 「食品安全委員会の取組」 長尾 拓(食品安全委員会委員) 「食品の安全と安心～食品添加物を中心に～」 西島 基弘(実践女子大学生活科学部長)	富山県 210名	○	
9	10月9日	とくしま食の安全・安心シンポジウム<徳島県> 「食品の安全性とリスク評価」 佐藤 洋(食品安全委員会化学物質・汚染物質専門調査会座長東北大学大学院教授)	徳島県 62名	○	
10	10月17日	食品に関するリスクコミュニケーションーヨーロッパにおける微生物のリスク評価ー 「オランダおよび国際的な微生物のリスク評価」 アリー・ハベラー (オランダ国立健康環境研究所人獣共通感染症・環境微生物研究室副室長)	東京都 66名		
11	11月18日	食品に関するリスクコミュニケーションーこんなこと聞いてみたかった、農薬のことー	東京都 138名		○
12	11月27日	食の安全・安心シンポジウム<岐阜県> 「食品安全委員会の活動内容」 戸部 依子(内閣府食品安全委員会事務局技術参与) 「食の安全情報」 松永 和紀(科学ライター)	岐阜県 121名	○	
13	11月28日	食の安全・安心に関するリスクコミュニケーション(意見交換会)みんなで話そう！食の 安全・安心！～農薬を中心として～ 「食品安全委員会の取組とリスク評価について」 廣瀬 雅雄(食品安全委員会委員)	高知県 154名	○	
14	12月2日	とちぎ食品安全フォーラム 「食品の安全性の確保について 食品添加物を例として」 小平 均(内閣府食品安全委員会事務局リスクコミュニケーション官)	栃木県 125名	○	

No	開催日	会議名	開催地 参加人数	団体と連携 地方公共	関係府省 と連携
15	12月5日	食品に関するリスクコミュニケーションー北米におけるかび毒のリスク評価ー 「食品中の天然毒物」 チネケ・キューパー(カナダ保健省健康製品・食品部門食品自然毒リスク評価チームリーダー)	東京都 35名		○
16	1月17日	食育シンポジウム～安全で豊かな食生活を目指して～ 「食品の安全性とは～食品安全委員会の活動～」 小平 均(内閣府食品安全委員会事務局リスクコミュニケーション官)	静岡県 90名		○
17	1月20日	食の安全を科学する「サイエンスカフェ」 「安全な食べものって何だろう～健康を守るからだのしくみ～」 小泉直子(食品安全委員会委員長代理)	東京都 26名	○	
18	1月22日	食品に関するリスクコミュニケーションーOIEコードの改正等に関する意見交換会ー 「国際基準をめぐる最近の状況について」 小川 良介(農林水産省消費・安全局国際基準課長) 「BSEコードに関する改正提案の概要について」 「豚コレラに関する改正提案の概要について」 川島 俊郎(農林水産省消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室長)	東京都 54名		○
19	1月30日	食品に関するリスクコミュニケーション(大分)ーみんなで話そう！食の安全ー 参加者がグループに分かれディスカッションを実施	大分県 48名	○	
20	2月3日	食品安全セミナー 「食品安全委員会の取組とリスク評価について」 廣瀬 雅雄(食品安全委員会委員)	秋田県 178名	○	
21	2月27日	食品に関するリスクコミュニケーションー食品安全を伝えるリスクコミュニケーションをいかに進めるかー 「リスク認知ー基本的知見と教訓ー」 オートウィン・レン(シュトゥットガルト大学環境社会学科教授) 「日本人は何に不安を感じているか」 中谷内 一也(食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会専門委員 帝塚山大学心理福祉学部教授) 「環境分野におけるリスクコミュニケーション」 広瀬 幸雄(名古屋大学大学院環境学研究科教授) 「食品安全分野におけるリスクコミュニケーションの状況」 唐木 英明(食品安全委員会リスクコミュニケーション専門調査会専門委員 東京大学名誉教授 日本学術会議副会長)	東京都 141名		
22	3月4日	食の安全を科学する「サイエンスカフェ」第2話 「すべての物質は毒であり、薬である？」 小泉直子(食品安全委員会委員長代理)	東京都 37名	○	
23	3月13日	食品に関するリスクコミュニケーションーもっと知りたい食品添加物ー 「食品添加物のリスク管理について」 小山田 光孝 (厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課基準策定専門官) 「食品添加物のリスク評価について」 廣瀬 雅雄(食品安全委員会委員) 参加者がグループに分かれディスカッションを実施	岡山県 85名	○	○
24	3月24日	食品に関するリスクコミュニケーションー体細胞クローン家畜由来食品のリスク評価についてー 「体細胞クローン技術を用いて産出された牛及び豚並びにそれらの後代に由来する食品の 食品健康影響評価(案)について」 早川 堯夫(食品安全委員会新開発食品専門調査会ワーキンググループ座長 近畿大学薬学総合研究所長)	東京都 76名		○
25	3月27日	「体細胞クローン動物における全能性の獲得についてーエビジェネティクスについてー」 塩田 邦郎 (食品安全委員会新開発食品専門調査会ワーキンググループ専門参考人 東京大学大学院農学生命科学研究科教授)	大阪府 50名		○

## 平成20年度 関係団体との懇談会等

No.	開催日	会議名
1	平成20年 7月31日	全国消費者団体連絡会と食品安全委員会委員との懇談会(第10回)
2	10月23日	消費者科学連合会と食品安全委員会委員との懇談会(第5回)
3	平成21年 2月9日	食品産業センターと食品安全委員会委員との懇談会
4	3月9日	体細胞クローン家畜由来食品に関する説明会のリスク評価案に関する消費者団体との懇談会

## 平成20年度食品の安全性に関する地域の指導者育成講座開催実績一覧表

No.	開催地	主催	日程	参加者数(人)					
				合計	内訳				
					行政	事業者	消費者・生協	生産者	その他
1	佐賀県	食品安全委員会、佐賀県	平成20年7月11日(金)	60	20	8	19	2	2
2	名古屋市	食品安全委員会、名古屋市	平成20年8月22日(金)	39	19	13	5	0	2
3	愛媛県	食品安全委員会、愛媛県、松山市、愛媛農政事務所	平成20年8月26日(火)	61	30	14	17	0	0
4	京都府	食品安全委員会、京都府	平成20年9月5日(金)	47	27	11	8	0	1
5	広島県	食品安全委員会、広島県	平成20年10月21日(火)	54	34	13	6	1	0
6	群馬県	食品安全委員会、群馬県	平成20年11月19日(水)	46	9	8	29	0	0
7	福島県	食品安全委員会、福島県	平成20年11月25日(火)	33	20	4	9	0	0
8	長崎県	食品安全委員会、長崎県	平成20年12月17日(水)	73	44	18	5	2	2
9	宮崎県	食品安全委員会、宮崎県	平成21年1月14日(水)	61	24	24	13	0	0
10	岩手県	食品安全委員会、岩手県	平成21年1月23日(金)	65	23	28	8	3	3
11	熊本県	食品安全委員会、熊本県	平成21年1月27日(火)	62	23	4	30	3	2
12	鹿児島県	食品安全委員会、鹿児島県	平成21年1月28日(水)	63	12	23	17	10	1
13	富山県	食品安全委員会、富山県	平成21年2月6日(金)	47	27	4	16	0	0
14	静岡県	食品安全委員会、静岡県	平成21年2月10日(火)	60	30	16	3	1	1
15	高知県	食品安全委員会、高知県、高知市	平成21年2月20日(金)	61	21	19	19	1	1



平成20年度食品の安全性に関する  
リスクコミュニケーター(ファシリテーター型)育成講座開催実績一覧表

No.	開催地	主催	日程	参加者数(人)					
				合計	内訳				
					行政	事業者	消費者・ 生協	生産者	その他
1	愛知県	食品安全委員会、 愛知県	平成20年10月15日(水)	32	19	5	8	0	0
2	山口県	食品安全委員会、 山口県	平成20年10月22日(水)	21	7	0	14	0	0
3	岡山県	食品安全委員会、 岡山県	平成20年11月11日 (火)	28	0	8	19	1	0
4	福岡県	食品安全委員会、 福岡市	平成20年11月25日(水)	14	11	1	1	0	1
5	石川県	食品安全委員会、 石川県	平成21年1月16日(金)	31	10	6	11	2	2
6	鳥取県	食品安全委員会、 鳥取県	平成21年2月13日(金)	16	7	3	4	2	0
7	和歌山県	食品安全委員会、 和歌山県	平成21年2月17日(火)	31	6	9	13	0	3
8	兵庫県	食品安全委員会、 兵庫県	平成21年3月6日(金)	34	17	11	5	0	1

**平成20年度食品の安全性に関する  
リスクコミュニケーター(インタープリター型)育成講座開催実績一覧表**

No.	開催地	主催	日程	参加者数(人)					
				合計	内訳				
					行政	事業者	消費者・ 生協	生産者	その他
1	徳島県 (四国ブロック)	食品安全委員会 徳島県	平成20年11月12日 (水) ～13日(木)(2日間)	16	0	4	3	0	9
2	北海道 (北海道ブロック)	食品安全委員会 北海道	平成20年11月26日 (水) ～27日(木)	13	2	2	5	2	2
3	秋田県 (東北ブロック)	食品安全委員会 秋田県	平成21年1月21日(水) ～22日(木)	15	9	3	1	0	2
4	福岡市 (九州ブロック)	食品安全委員会 福岡市	平成21年1月28日(水) ～29日(木)	25	15	3	3	0	4
5	大阪府 (近畿ブロック)	食品安全委員会 大阪府	平成21年2月3日(火) ～4日(水)	35	18	6	4	0	7
6	栃木県 (関東ブロック)	食品安全委員会 栃木県・宇都宮市	平成21年2月5日(木) ～6日(金)	46	9	20	9	1	7
7	広島市 (中国ブロック)	食品安全委員会 広島市	平成21年2月19日(木) ～20日(金)	18	12	5	0	0	1

## 外国政府機関及び国際機関等の訪問、国際会議等への出席

- (1) 外国政府機関及び国際機関等の訪問
- ① 訪問先：イタリア・フランス（日野次長ほか）  
 欧州食品安全庁（EFSA）・フランス食品衛生安全庁（AFSSA）  
 日 程：平成20年6月22日～7月2日  
 目 的：食品安全に関する意見交換・情報収集、  
 第一回遺伝子組換え生物の分析に関する国際会議出席
- ② 訪問先：豪州（小泉委員ほか）  
 豪州ニュージーランド食品基準機関（FSANZ）  
 日 程：平成21年2月9日～13日  
 目 的：食品安全に関する意見交換・情報収集、
- ③ 訪問先：ハンガリー・ノルウェー（本間委員ほか）  
 ハンガリー食品安全庁・ノルウェー食品安全科学委員会  
 日 程：平成21年2月18日～26日  
 目 的：食品安全に関する意見交換・情報収集
- ④ 訪問先：ベルギー・イタリア（大谷次長ほか）  
 欧州委員会健康・消費者保護総局（DG-SANCO）・欧州食品安全庁（EFSA）  
 日 程：平成21年3月2日～7日  
 目 的：食品安全に関する意見交換・情報収集
- ⑤ 訪問先：ニュージーランド・バヌアツ（長尾委員ほか）  
 ニュージーランド食品安全庁（NZFSA）・バヌアツ農林水産省  
 日 程：平成20年3月29日～4月4日  
 目 的：食品安全に関する意見交換・情報収集
- (2) 国際会議等への出席
- ① コーデックス
- |                                       |                 |          |
|---------------------------------------|-----------------|----------|
| 汚染物質部会（オランダ）                          | 平成20年3月30日～4月6日 | 事務局      |
| 残留農薬部会（中国）                            | 平成20年4月13日～20日  | 事務局      |
| 食品添加物部会（中国）                           | 平成20年4月20日～26日  | 事務局      |
| 抗菌剤耐性に関する特別部会リスク評価に関するワーキンググループ（ベルギー） | 平成20年5月25日～29日  | 専門委員、事務局 |
| FAO/WHO合同残留農薬専門家会議（JMPR）専門家会合（イタリア）   | 平成20年9月7日～21日   | 専門委員     |
| 抗菌剤耐性に関する特別部会（韓国）                     | 平成20年10月18日～25日 | 事務局      |
| 食品添加物部会（中国）                           | 平成21年3月15日～21日  | 事務局      |
| 汚染物質部会（オランダ）                          | 平成21年3月22日～29日  | 事務局      |
- ② O E C D
- |                          |                |          |
|--------------------------|----------------|----------|
| 農薬作業部会登録ステアリンググループ（フランス） | 平成20年6月8日～12日  | 専門委員、事務局 |
| 農薬作業部会（フランス）             | 平成20年11月1日～11日 | 専門委員、事務局 |
| 農薬作業部会ワークショップ（ドイツ）       | 平成20年12月2日～7日  | 専門委員、事務局 |
| 農薬作業部会登録ステアリンググループ（米国）   | 平成21年2月25日～30日 | 専門委員、事務局 |
- ③ その他
- |   |                   |          |
|---|-------------------|----------|
| 容器包装に関する国際会議（米国）                          | 平成20年3月31日～4月6日   | 事務局      |
| 食品中の化学物質の安全性に関するリエゾングループ（IFCSLG）（カナダ）     | 平成20年5月21日～25日    | 事務局      |
| FAO/WHO合同食品添加物専門家会合（JECFA）（イタリア）          | 平成20年6月16日～27日    | 専門委員     |
| 食品安全性応用栄養協同研究所（JIFSAN）におけるリスク分析に関する会議（米国） | 平成20年7月19日～31日    | 事務局      |
| 第21回国際家政学会総会（スイス）                         | 平成20年7月25日～8月2日   | 畑江委員ほか   |
| 農業バイオテクノロジーツアー（米国）                        | 平成20年10月5日～12日    | 事務局      |
| プリオン2008（スペイン）                            | 平成20年10月5日～14日    | 専門委員、事務局 |
| FAO/WHO合同食品添加物専門家会合（JECFA）（スイス）           | 平成20年10月19日～31日   | 専門委員     |
| 国際リスク評価会議（ベルギー）                           | 平成20年11月11日～16日   | 廣瀬委員ほか   |
| メラミンに関するWHO専門家会議（カナダ）                     | 平成20年11月30日～12月6日 | 廣瀬委員     |
| リスク分析学会（SRA）年次会合（米国）                      | 平成20年12月6日～12日    | 専門委員、事務局 |

## 海外研究者及び専門家の招へい

- ① 平成20年7月20日～26日  
米国・ネブラスカ大学メディカルセンター サミュエル・コーエン教授
- ② 平成20年10月13日～19日  
オランダ・国立健康環境研究所 アリー・ハベラー教授
- ③ 平成20年11月19日～22日  
FAO/WHO合同食品添加物専門家会合及びFAO/WHO合同残留農薬専門家会合  
アンジェリカ・トリッチャー合同事務局長
- ④ 平成20年11月30日～12月6日  
カナダ保健省 チネケ・キュイパー博士
- ⑤ 平成21年2月23日～28日  
ドイツ・シュトゥットガルト大学 オートウィン・レン教授

## 平成20年度食品安全確保総合調査一覧

- ① 「平成20年度評価依頼計画物質」に掲載された農薬、動物用医薬品及び飼料添加物に関する調査
- ② 農薬等のポジティブリスト制度における対象外物質の食品健康影響評価に関する情報収集調査
- ③ 合成樹脂製の器具・容器包装に含まれる化学物質の健康影響評価に関する調査
- ④ 国際機関等の食品健康影響評価に関する情報収集調査
- ⑤ 食品中に含まれるかび毒（オクラトキシン、アフラトキシン、ゼアラレノン）の汚染実態調査
- ⑥ 我が国に輸入される牛肉等に係る食品健康影響評価に関する調査
- ⑦ 畜水産食品における薬剤耐性菌の出現実態調査
- ⑧ 食品の安全性の啓発に関する調査
- ⑨ リスク認知の形成要因等に関する調査
- ⑩ 食品安全委員会の現状の評価及び今後の課題に関する調査
- ⑪ 食品の安全性に係る緊急事態等における情報提供の検証に関する調査
- ⑫ 食品中に含まれるヒ素の食品健康影響評価に関する調査
- ⑬ 化学物質の発生毒性（催奇形性）試験に関する調査
- ⑭ 化学物質の発達神経毒性評価手法に関する情報収集調査
- ⑮ かび毒（デオキシニバレノール及びニバレノール）に関する調査

# 平成21年度食品安全委員会運営計画

(平成21年3月26日食品安全委員会決定)

## 第1 平成21年度における委員会の運営の重点事項

- 1 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）に定める食品の安全性の確保についての基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項（平成16年1月16日閣議決定。以下「基本的事項」という。）を踏まえ、同法第23条第1項の所掌事務の円滑かつ着実な実施に努める。
- 2 「食品安全委員会の改善に向けて（平成21年3月26日委員会決定）」により取りまとめられた改善方策を確実に実施し、委員会の業務の改善を着実に進める。
- 3 平成21年度においては、上記の方針に基づき事業全般を推進するほか、特に、次の事項を重点として定め、その確実な達成を図る。
  - ・ 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度の導入など評価案件の増大に対処し、迅速かつ円滑な食品健康影響評価（リスク評価）を実施するため、専門調査会の運営方法の見直しなどにより調査審議体制を強化し、調査審議の効率化を進めるとともに、リスク管理機関と更に連携を密にし、調査審議の進め方の改善を行う。併せて、調査審議の透明性と円滑化に資する観点から、危害要因ごとの食品健康影響評価に関するガイドラインの作成を進める。
  - ・ 食品健康影響評価技術研究については、委員会が食品健康影響評価を実施する上で今後必要となる技術的課題に的確に対応した研究領域を設定し、研究課題の公募を行うとともに、中間評価及び事後評価を適切に実施することにより、食品健康影響評価技術の向上を図る。
  - ・ リスクコミュニケーションについては、引き続き参加型の運営を目指すとともに、参加者の理解度をより一層高めることができるよう、効果的・効率的な意見交換会の開催に努める。また、地域におけるリスクコミュニケーションの推進と人材育成を行うため、リスクコミュニケーターの育成を図るとともに、食品安全モニター事業との連携を推進する。
  - ・ 食品安全に関する広報については、ホームページ、メールマガジン、季刊誌の発行等に加えて、マスメディアを通じて、正確で分かりやすい情報を迅速かつ適切に提供する。また、マスメディア関係者が食品安全に関する理解を深めるための取組を引き続き推進するとともに、次期食品安全総合情報システムの開発に併せてホームページの改定を進める。
  - ・ 食品の安全性の確保に関する情報をリスク管理機関と連携しつつ一元的に収集し、整理及び分析に努めるとともに、次期食品安全総合情報システムの開発

を行う。また、緊急時には、科学的知見を速やかに情報提供する。

- ・ 食品健康影響評価における国際協調を推進するため、欧州食品安全機関（E F S A）等外国政府機関や国際機関等との連携を強化するための取組を推進するとともに、食品健康影響評価結果の英訳を進め海外に広く発信する。

## 第2 委員会の運営全般

### 1 会議の開催

#### ① 委員会会合の開催

原則として、毎週木曜日14時から、公開で、委員会会合を開催する。なお、緊急・特段の案件については、臨時会合を開催し、対応する。

#### ② 企画専門調査会の開催

四半期に一回以上開催し、以下の事項について調査審議する。

- ・ 平成20年度食品安全委員会運営計画（平成20年3月27日委員会決定）のフォローアップ、平成20年度食品安全委員会運営状況報告書の調査審議（平成21年5～6月ごろ）
- ・ 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補の検討・選定（同年8～11月ごろ）
- ・ 平成21年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告・調査審議（同年10～11月ごろ）
- ・ 基本的事項のフォローアップ、平成22年度食品安全委員会運営計画の調査審議（平成22年1～2月ごろ）
- ・ 上記のほか、委員会から調査審議を求められた事項  
また、上記事項の調査審議に当たって、委員会の運営全般について、これまでの業務実績の評価結果や国民から寄せられる意見情報等も踏まえ、幅広い観点から点検を行い、委員会業務の改善に向けた提案等についても検討する。

#### ③ リスクコミュニケーション専門調査会の開催

おおむね1～2ヶ月ごとに開催し、以下の事項について調査審議する。

- ・ 「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて」（平成18年11月16日委員会決定）において、今後検討すべき内容として掲げられている諸課題を踏まえたリスクコミュニケーションの着実な推進方策
- ・ 平成20年度に実施したリスク認知の形成要因に関する調査及び社会的な関心事項を踏まえた、リスクコミュニケーションの新たな展開方策
- ・ 平成20年度に実施したリスクコミュニケーションの総括（平成21年4～5月ごろ）

#### ④ 緊急時対応専門調査会の開催

おおむね3～4ヶ月ごとに開催し、緊急事態への対処体制の強化方策の検討を行うとともに、「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」に基づいた、緊急時対応訓練の設定及び訓練後の検証等を行い、必要に応じ、これらの見直しを行う。

⑤ 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催

危害要因ごとに食品健康影響評価を行うため、必要に応じ、随時、各専門調査会を開催する。

専門調査会においては、その下に設置された部会やワーキンググループ等による調査審議方式を活用し、効率的な調査審議を行う。

また、ポジティブリスト制度下における評価案件の増大等に対応するため、専門調査会の運営方法の見直しなどにより調査審議体制を強化し、調査審議の効率化を進めるとともに、新たな評価課題に対しては機動的にワーキンググループを設置し、迅速で的確な対応を行う。

⑥ 専門調査会の連携の確保

委員会と専門調査会の意思疎通を図るとともに、委員会全体の運営や複数の専門調査会に共通する事項に関し意見交換を行うため、専門調査会座長会を年1回以上開催する。

2 平成20年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成22年度食品安全委員会運営計画の作成

① 平成20年度食品安全委員会運営状況報告書の作成（平成21年5～6月ごろ）

平成20年度食品安全委員会運営状況報告書について、企画専門調査会において調査審議した上で、委員会において取りまとめる。

② 平成22年度食品安全委員会運営計画の作成（平成22年1～3月ごろ）

平成22年度食品安全委員会運営計画について、企画専門調査会において調査審議した上で、委員会において取りまとめる。

### 第3 食品健康影響評価の実施

1 リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の着実な実施

リスク管理機関から食品健康影響評価を要請される案件については、リスク管理機関との間で事前及び事後の連携を密にし、リスク管理機関から必要な資料が的確に提出されるよう徹底するとともに、提出された資料について精査・検討等を十分に行い、科学的かつ中立公正な食品健康影響評価を着実に実施する。なお、平成21年度においては以下に留意して調査審議を進めることとする。



- ① 平成20年度までに食品健康影響評価を要請された案件については、その要請の内容等にかんがみ、評価基準の策定の必要がある場合、評価に必要な情報が不足している場合等特段の事由があるときを除き、平成21年度中に食品健康影響評価を終了できるよう努める。

ただし、各専門調査会における検討の結果、追加資料が要求されたもの等については、リスク管理機関からの関係資料の提出後に検討する。

- ② 食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度を導入したことに伴う残留基準（いわゆる暫定基準）等の設定に係る食品健康影響評価については、専門調査会の運営方法の見直しや、調査審議の前段階での事前検討の徹底を行うとともに、複数の専門調査会にまたがる品目の調査審議方法の改善を行うなど、関係する専門調査会で十分な連携を図り、食品健康影響評価を迅速かつ円滑に実施する。

- ③ 清涼飲料水の規格基準及びポジティブリスト制度導入に伴ういわゆる暫定基準等に係る評価案件については、評価対象となる物質の数が膨大であるため、優先度を考慮した上で、順次、計画的に食品健康影響評価を進める。

## 2 食品健康影響評価に関するガイドラインの策定

食品健康影響評価に関する調査審議の透明性の確保及び円滑化に資する観点から、危害要因ごとの食品健康影響評価に関するガイドライン（評価指針、評価の考え方等）について、優先順位を定めて策定を進める。具体的には、添加物並びに農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の評価ガイドラインについては、専門調査会で行っている評価ガイドライン起草作業を着実に進め、早期策定を目指す。また、器具・容器包装の評価ガイドラインについて、平成19年度に終了した当該分野に関する食品健康影響評価技術研究の結果をもとに、起草作業を進める。

なお、食品健康影響評価に関するガイドラインの策定に当たっては、食品健康影響評価技術研究の成果を十分に活用する。

## 3 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討及び実施

### ① 自ら食品健康影響評価を行う案件の選定

委員会は、委員会が一元的に収集した危害情報に関する科学的知見、食の安全ダイヤル等を通じて国民から寄せられた危害に対しての科学的情報、当該危害に対するリスク管理機関の対応状況等の情報を定期的に整理する。

平成21年度においては、企画専門調査会において調査審議する委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補について、案件選定の間口を広げる観点から、従来からの委員会が整理した情報に基づく案件候補に、新たに食品安全モニターなどから募集した案件候補を加えることを試みる。

これに伴い、企画専門調査会に必要な応じてワーキンググループを設ける等により効率的な調査審議を行い、同専門調査会の検討結果を踏まえ、委員会に

において平成21年度内に委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の選定を行う。

また、委員会自らが食品健康影響評価を行うには至らないとされた案件についても、必要に応じて、国民への情報提供や情報収集の継続を行うなど適切な措置を講じる。

なお、委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の選定に当たって実施する関係者相互間における情報及び意見の交換については、企画専門調査会において選定された案件候補の性質や件数に応じて、意見・情報の募集や意見交換会等の手法を適切に選択する。

さらに、緊急・特段の評価案件については、委員会において対応するものとし、特に緊急を要する案件については、事案の性質に応じて諸外国が実施した評価レビューを実施するなどを含め、より迅速かつ柔軟な対応を行う。

## ② 自ら食品健康影響評価の実施

平成16年度に委員会が自ら食品健康影響評価を行うことを決定した「食中毒原因微生物に関する食品健康影響評価」については、「食品により媒介される微生物に関する食品健康影響評価指針（暫定版）」に基づき、鶏肉を主とする畜産物中のカンピロバクター・ジェジュニ／コリ等について、引き続き、微生物・ウイルス専門調査会ワーキンググループにおいて調査審議を進める。

平成19年度に委員会が自ら食品健康影響評価を行うことを決定した「我が国に輸入される牛肉及び牛肉臓に係る食品健康影響評価」については、引き続き、プリオン専門調査会において調査審議を進める。

平成19年度に委員会が自ら食品健康影響評価を行う候補案件とされた「食品（器具・容器包装を含む）中の鉛の食品健康影響評価」については、引き続き、化学物質・汚染物質専門調査会鉛ワーキンググループにおいて調査審議を進める。

また、委員会は、必要に応じて、委員会が自ら食品健康影響評価を行うことを決定した上記案件について、調査審議の状況や今後の見通しに関して専門調査会から報告を受け、今後の取扱い方針を検討する。

## 4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査

委員会の行った食品健康影響評価の結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかを把握するため、リスク管理機関に対し、平成21年度中に2回、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を調査する。当該調査の結果については、平成21年9月ごろ及び平成22年3月ごろを目途に取りまとめ、それぞれ委員会会合において報告する。

また、必要に応じて、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況について、リスク管理機関から報告を受けることにより、適時適切な実施状況の把握に努める。

特に、平成21年度においては、食品健康影響評価の結果の通知後、リスク管

理機関において施策の実施までに長期間を要しているものについて、きめ細かくフォローを行うこととし、必要に応じて委員会への報告を求めるなど適切な対応を行う。

## 5 食品健康影響評価技術研究の推進

科学を基本とする食品健康影響評価の推進のため、「研究領域設定型」の競争的研究資金制度により、以下に留意して、食品健康影響評価技術研究を推進する。

① 食品健康影響評価技術研究の研究課題については、委員会が食品健康影響評価を実施する上で今後必要となる技術的課題に的確に対応した研究領域を設定し、公募を行う。

なお、公募の際には、関係研究機関への情報提供などを強化し、研究に応募する者の範囲を広げる。

② 平成20年度に完了した研究課題については、事後評価を適切に実施するとともに、得られた研究成果については、研究成果報告会の開催や委員会ホームページでの公表等により研究成果の普及に努める。

③ 平成21年度に継続される研究課題については、中間評価を適切に実施するとともに、研究費の適正な執行を図る観点から、研究受託者に対する実地指導を推進する。

④ 平成17年1月31日に設置した「食品の安全性の確保に関する試験研究の推進に係る関係府省連絡調整会議」を適宜開催し、厚生労働省及び農林水産省との連携・政策調整の強化を図りつつ、食品の安全性の確保に関する研究を更に推進する。

## 第4 リスクコミュニケーションの促進

リスクコミュニケーションについては、委員会が行う食品健康影響評価その他の食品の安全性の確保のための様々な取組について、広く国民の理解を得るため、引き続き参加型の運営を目指す。

### 1 意見交換会の開催

意見交換会については、委員会が行う食品健康影響評価その他の食品の安全性の確保のための様々な取組について、広く国民の理解を得るため、リスクコミュニケーション推進事業で実施した各講座の受講者の協力も得つつ、多様な場の設定と参加型の運営を目指す。

具体的には、以下の観点から適切なテーマの選定を行い、計画段階において、対象者、開催方法、開催規模等を十分検討するとともに、実施後の評価（計画段階で設定した目標の達成度、参加者の理解度・満足度等）を行い、必要に応じて

改善を図る。

- ・ リスク評価のうち、国民の関心の高いもの
- ・ リスク管理措置がとられているもののうち、国民の関心が高いものであって、かつ、リスク評価の内容についても説明の必要があるもの
- ・ リスク分析の考え方

## 2 リスクコミュニケーション推進事業の実施

地域におけるリスクコミュニケーションの推進と人材育成を行うとともに、食育の推進にも資する観点から、以下に留意して、リスクコミュニケーション推進事業を実施する。

- ① 意見交換などの会議を円滑に進行する技術を有するリスクコミュニケーター（ファシリテーター）及び科学的知見に関する情報を分かりやすく説明できるリスクコミュニケーター（インタープリター）を育成する「リスクコミュニケーター育成講座」の計画的な実施に努める。
- ② 「リスクコミュニケーター育成講座」等の受講者によるリスクコミュニケーション（グループディスカッション等）を推進する。
- ③ 食品安全に関する普及啓発活動や食育に資する資材を製作し、その活用の促進にも努める。

## 3 全国食品安全連絡会議の開催

委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有化を図るため、地方公共団体（都道府県、保健所設置市（政令指定都市、中核市を含む。）及び特別区）との連絡会議を開催する。

この連絡会議においては、地方公共団体のニーズ等を踏まえてテーマを決定するとともに、地方公共団体相互の情報の共有化を図る。

## 4 食品安全モニターの活動

食品安全モニター470名に対し、委員会が行った食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況や食品の安全性等に関して、日常の生活を通じて気付いた点等についての報告を積極的に求めるとともに、地域への情報提供等について協力を依頼する。

また、食品安全モニターとの情報・意見の交換を図るため、平成21年5月ごろを目途に、北海道、東北地域、関東地域、東海地域、北陸・近畿地域、中国・四国地域、九州・沖縄地域等の地域別に、食品安全モニター会議を開催する。なお、開催に当たっては、これまでに寄せられた食品安全モニターからの意見等を参考とし、会議内容等の改善を進める。

その他、食品安全モニターに「リスクコミュニケーター育成講座」等への参加を促すなど、リスクコミュニケーション推進事業との連携を図る。

## 5 情報の提供・相談等の実施

国民に対し、正確で分かりやすい情報を迅速かつ適切に提供するため、国民の関心や提供した情報の理解・普及の状況・効果の把握に努めつつ、ホームページ、メールマガジンの配信、季刊誌、パンフレット、リーフレット、食品の安全性に関する用語集の発行等を通じ、積極的に情報提供を行うとともに、メールマガジンの会員募集等利用者の拡大に向けた取組を積極的に進める。また、地方公共団体や関係団体への情報提供にも努める。ホームページについては、一層の内容等の充実や迅速な更新、メールマガジン等との連携を図る。

さらに、一般国民に対する報道の重要性を踏まえ、必要に応じて委員等による記者会見を開くほか、これまでの報道担当記者等との懇談会に加え、幅広いマスメディア関係者との間で意見交換を行うことなどにより、適時適切な情報の提供と食品安全に関する理解の促進に努める。併せて、プレスリリースのメール随時配信等によるマスメディア関係者へのきめ細やかな情報提供と連携の維持・充実を引き続き推進するとともに、委員会におけるマスメディア対応能力の向上に努める。

食の安全ダイヤルを通じた一般消費者からの相談や問い合わせについての対応を引き続き行うとともに、食の安全ダイヤルに寄せられた情報及び食品安全モニターから寄せられた情報は関係機関とも共有し、積極的に活用を図る。

## 6 リスクコミュニケーションに係る事務の調整

委員会及びリスク管理機関のリスクコミュニケーションに関する計画について、その整合性等を保つ観点から、毎月2回程度、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を開催し、必要な調整を行う。

## 7 食育の推進への貢献

食育の推進に貢献するため、リスク評価の手法や内容等に関して情報の提供や意見交換を促進し、食品の安全性に関する国民の知識と理解の一層の増進を図る。

特に、平成21年度においては、子どもを対象としたリスクコミュニケーションを幅広く展開し、子どもに対する食の安全の啓発を積極的に推進するとともに、食品安全委員会の活動等に関する理解を広げる観点から学校教育との連携の取組みに力を入れる。

# 第5 緊急の事態への対処

## 1 緊急時対応訓練の実施

緊急事態等を想定した緊急時対応訓練を行い、緊急時対応体制の実効性を確認するとともに、担当者の実践的対応能力の向上等を図る。

## 2 緊急事態への対処体制の整備

緊急時対応専門調査会において、緊急時対応訓練の結果及び実際の緊急時対応の検証を行い、必要に応じ「食品安全関係府省食中毒等緊急時対応実施要綱」及び「食品安全委員会食中毒等緊急時対応実施指針」等における緊急時対応の問題点や改善点等について検討し、見直しを行う。

また、緊急時には危害物質の毒性等の科学的知見について速やかに委員会ホームページで公表するとともに、緊急事態等における情報提供のあり方について更に検討を進める。

## 第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用

### 1 最新かつ正確な食品安全情報の迅速な収集と提供

委員会において国内外の食品の安全性の確保に関する情報をリスク管理機関と連携しつつ一元的に収集し、整理及び分析を行い、「食品安全総合情報システム」を活用して、リスク管理機関等との情報の共有と連携の確保を図るとともに、個人情報、知的財産に関わる情報等の保護に十分配慮して適切かつ分かりやすく国民に提供する。

このため、食品安全総合情報システムへの食品の安全性の確保に関する最新情報の追加登録、更新、保守管理等を実施するとともに、登録された情報を基に委員会が自ら行う食品健康影響評価に資する情報の整理分析やファクトシート等の作成・更新を進める。

また、平成22年3月の運用開始に向けて次期食品安全総合情報システムの開発を行う。なお、次期食品安全総合情報システムにおいては、ホームページとの連携を強化し、利便性の向上を目指す。

### 2 国際協調の推進

コーデックス委員会（C o d e x）各部会、経済協力開発機構（O E C D）タスク・フォース会合その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣する。これらの国際会議等に関する情報については、必要に応じ、委員会に報告するなど、情報の共有及び発信に努める。

また、海外の研究者及び専門家を招へいし、食品の安全性の確保に関する施策の策定に必要な科学的知見の充実を図る。

さらに、E F S A等外国政府機関や国際機関等との連携を強化するための取組を推進する。併せて、食品健康影響評価結果の英訳や英語版ホームページの充実を図り、広く外国政府機関や国際機関等に発信し、情報交換することにより、国際協調を推進する。

### 3 外部の専門家とのネットワークの形成

食品健康影響評価や緊急時の対応等において、外部の専門家の専門知識の活用

を図るため、専門情報の提供にご協力いただける専門家、栄養士会、医師会、薬剤師会、獣医師会などの関係職域団体、学会等とのネットワーク作りに着手する。

## 第7 食品の安全性の確保に関する調査

リスク評価等を行うために必要な食品に係る様々な危害要因に関するデータの収集・整理・解析等を行う食品安全確保総合調査については、平成21年度に実施する課題を6月ごろまでに選定するとともに、よりの確な成果を得るため、関係機関への情報提供を強化し、当該調査に応募する企業等の範囲を広げる。

なお、調査課題は食品安全に係る諸状況に応じて機動的に選定する必要があることを踏まえ、年度の途中において緊急に調査を実施する必要がある場合には、随時、調査課題を選定する。

また、選定した調査課題については、実施計画を委員会のホームページ等に公開し、その内容を随時更新するとともに、その調査結果については、個人情報や企業の知的財産等の情報が含まれている等公開することが適当でないと判断される場合を除き、食品安全総合情報システムにより公開する。